

# 第9章 地域生活拠点の設定

## 第1節 地域生活拠点の考え方

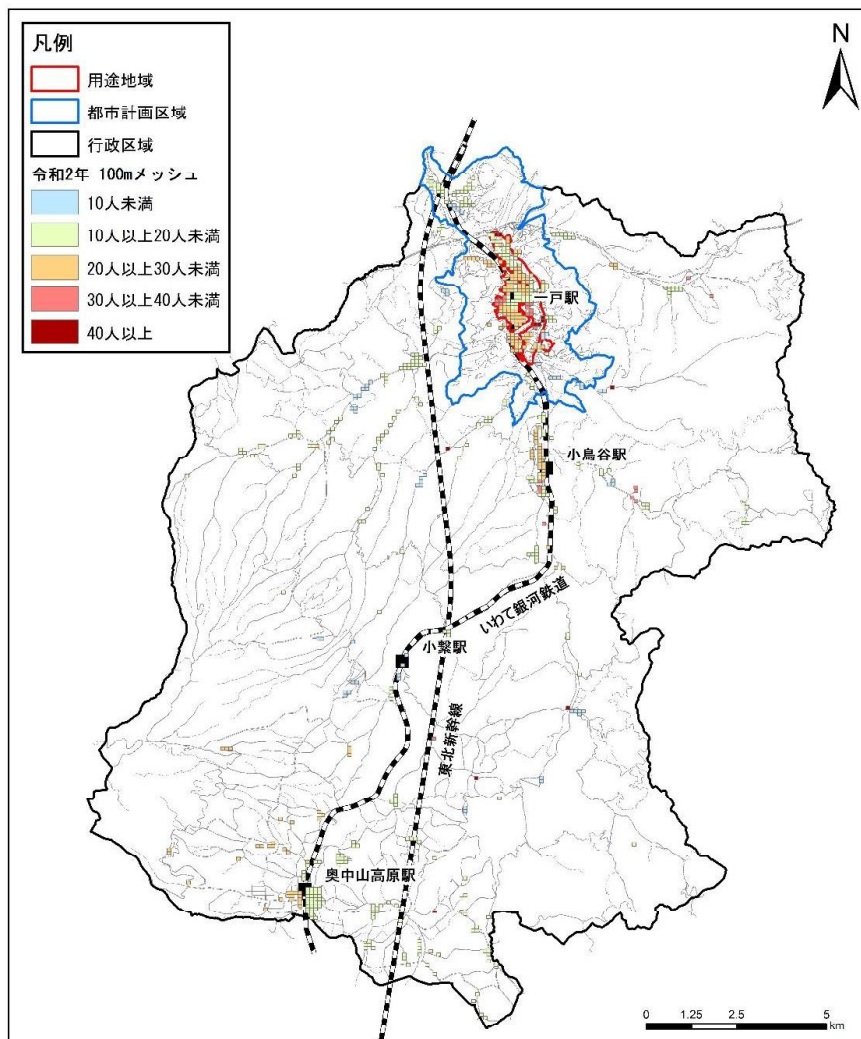
立地適正化計画は都市計画区域を対象とした計画となりますが、一戸町では都市計画区域外にも生活の拠点が存在します。これらの拠点は一戸町都市計画マスタープランにおいても「地域拠点」として位置づけられており、本計画でも「目指すべき都市の骨格構造の検討」において、比較的まとまりのある集落が形成されている鳥海地域、小鳥谷地域、奥中山地域を「地域拠点」として位置づけています。これら地域拠点は、比較的人口や都市機能施設が集積しており、地域の居住環境や生活利便性を維持・確保していく必要があります。

以上を踏まえ、本計画では鳥海地域、小鳥谷地域、奥中山地域の地域拠点に「地域生活拠点」を設定します。

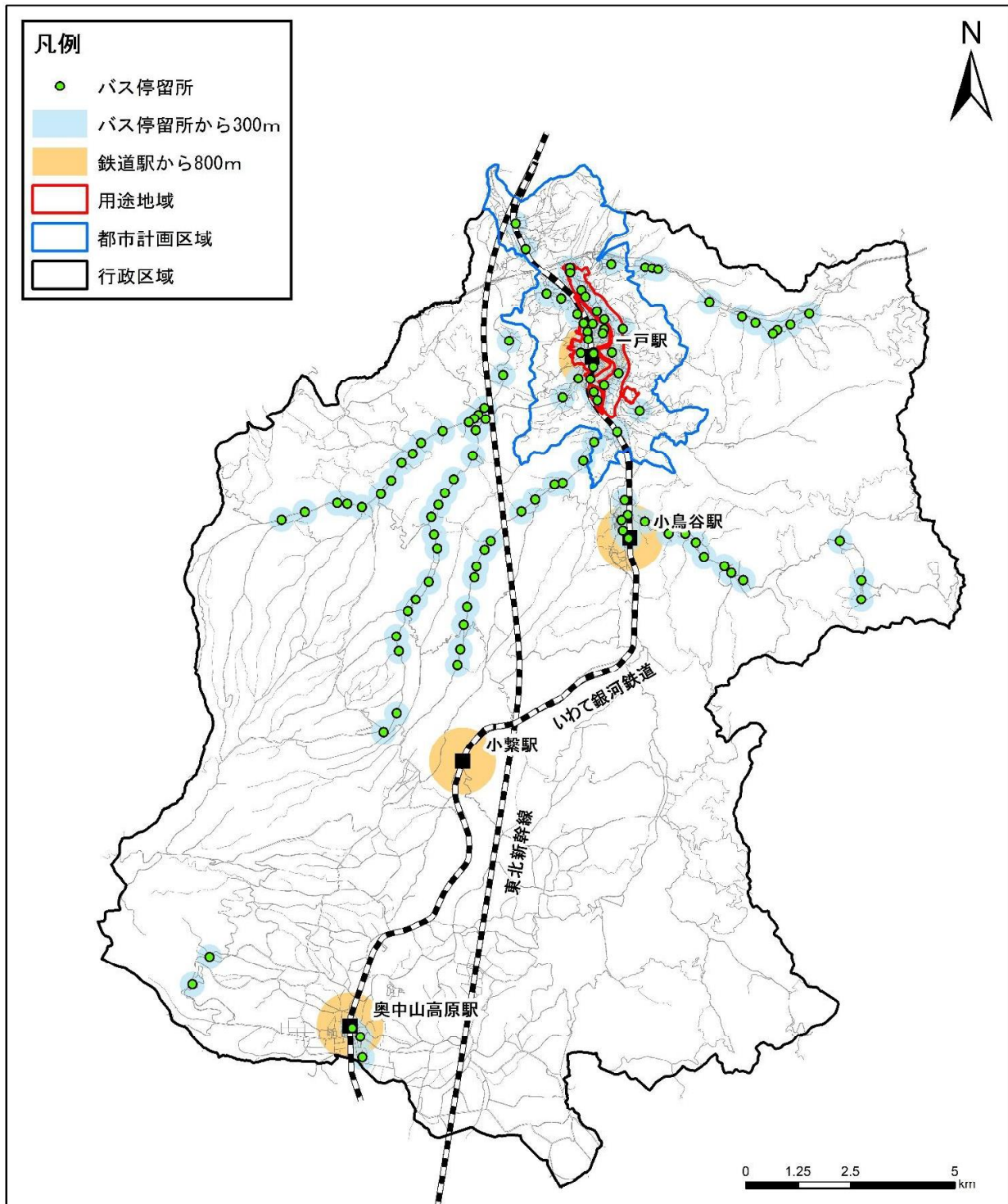
## 第2節 地域生活拠点の現況整理

地域生活拠点について検討するため、人口密度、公共交通、都市機能について整理します。

### 1. 100mメッシュ人口密度

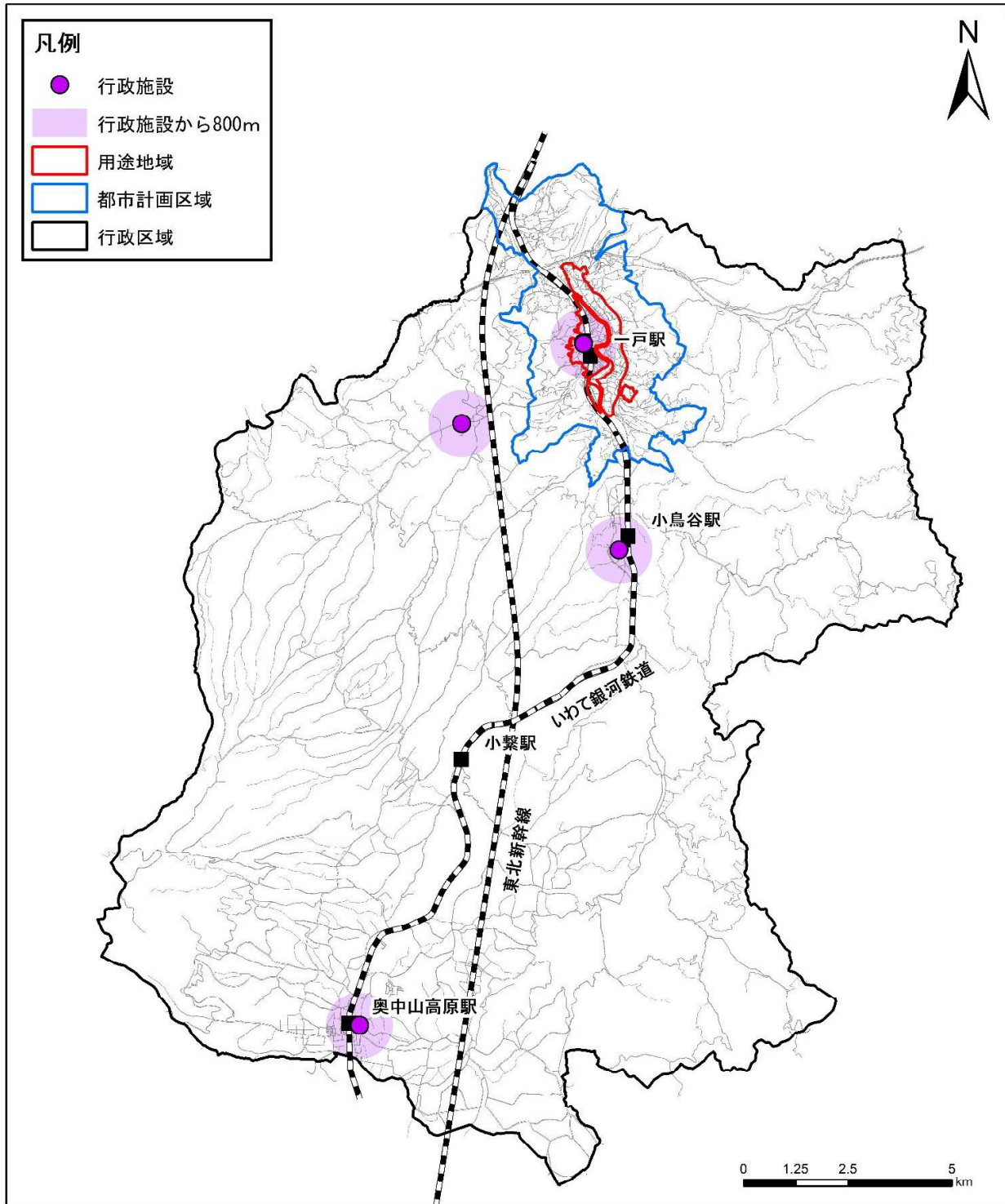


## 2. 公共交通

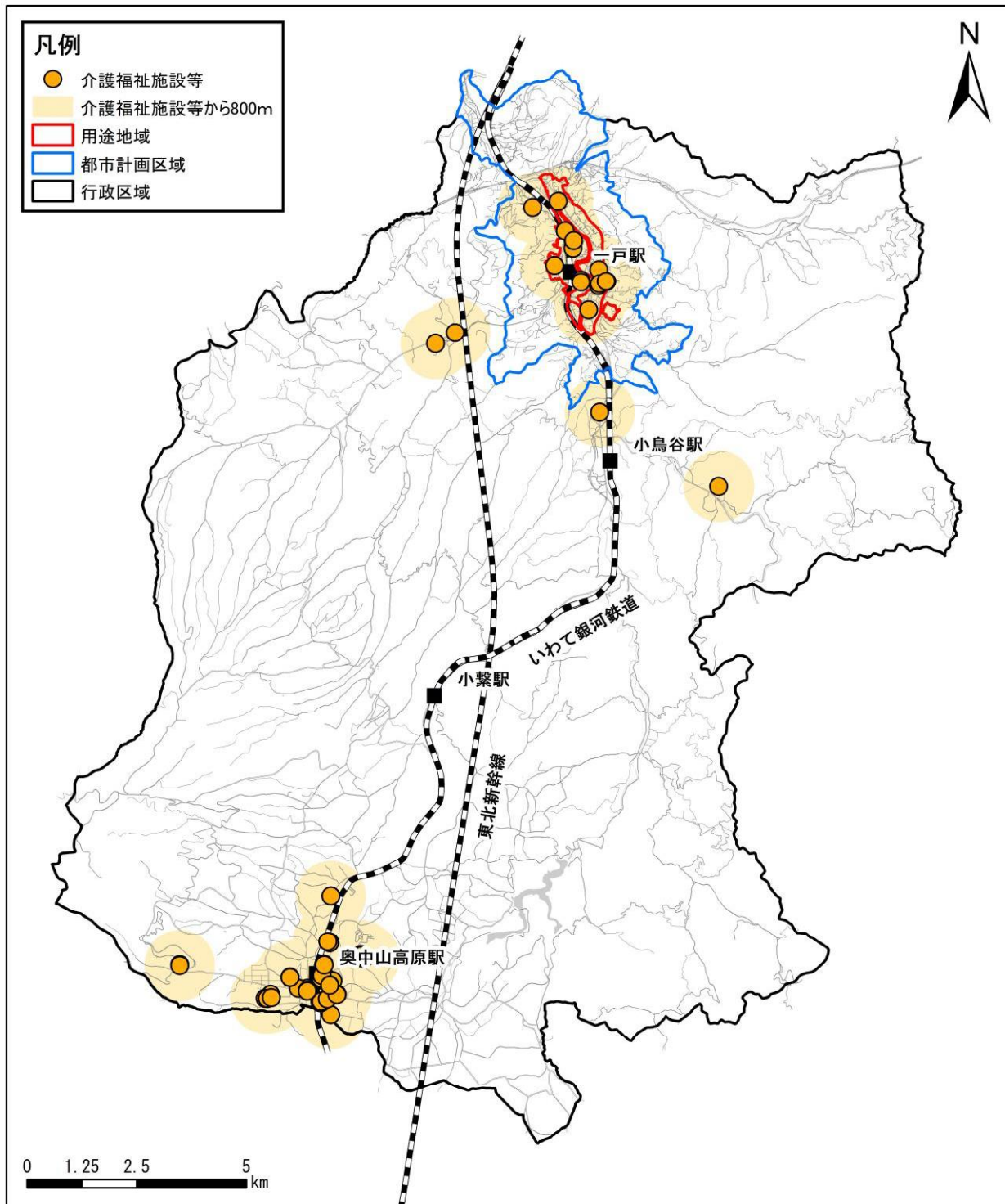


### 3. 都市機能施設

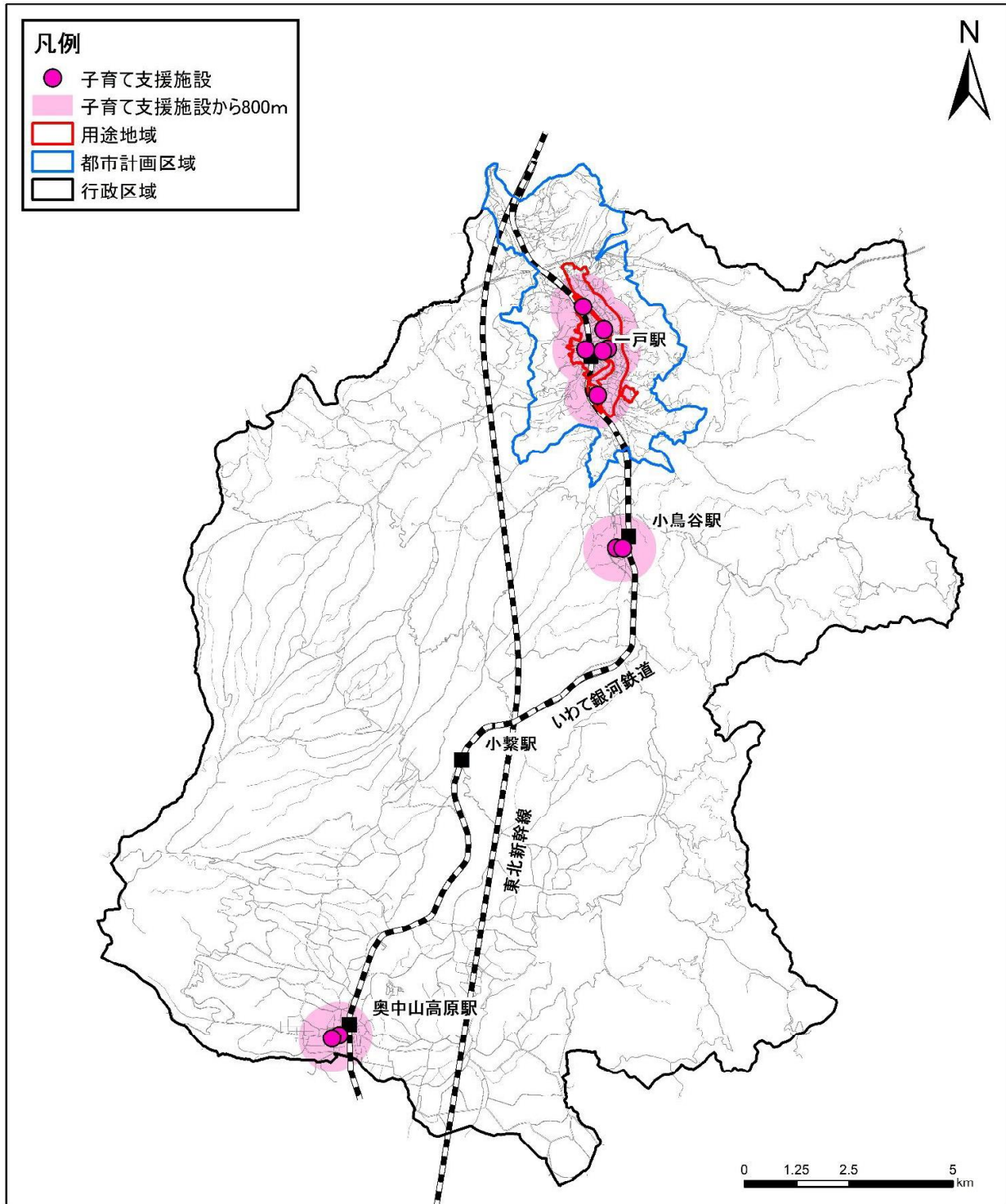
#### ①行政施設



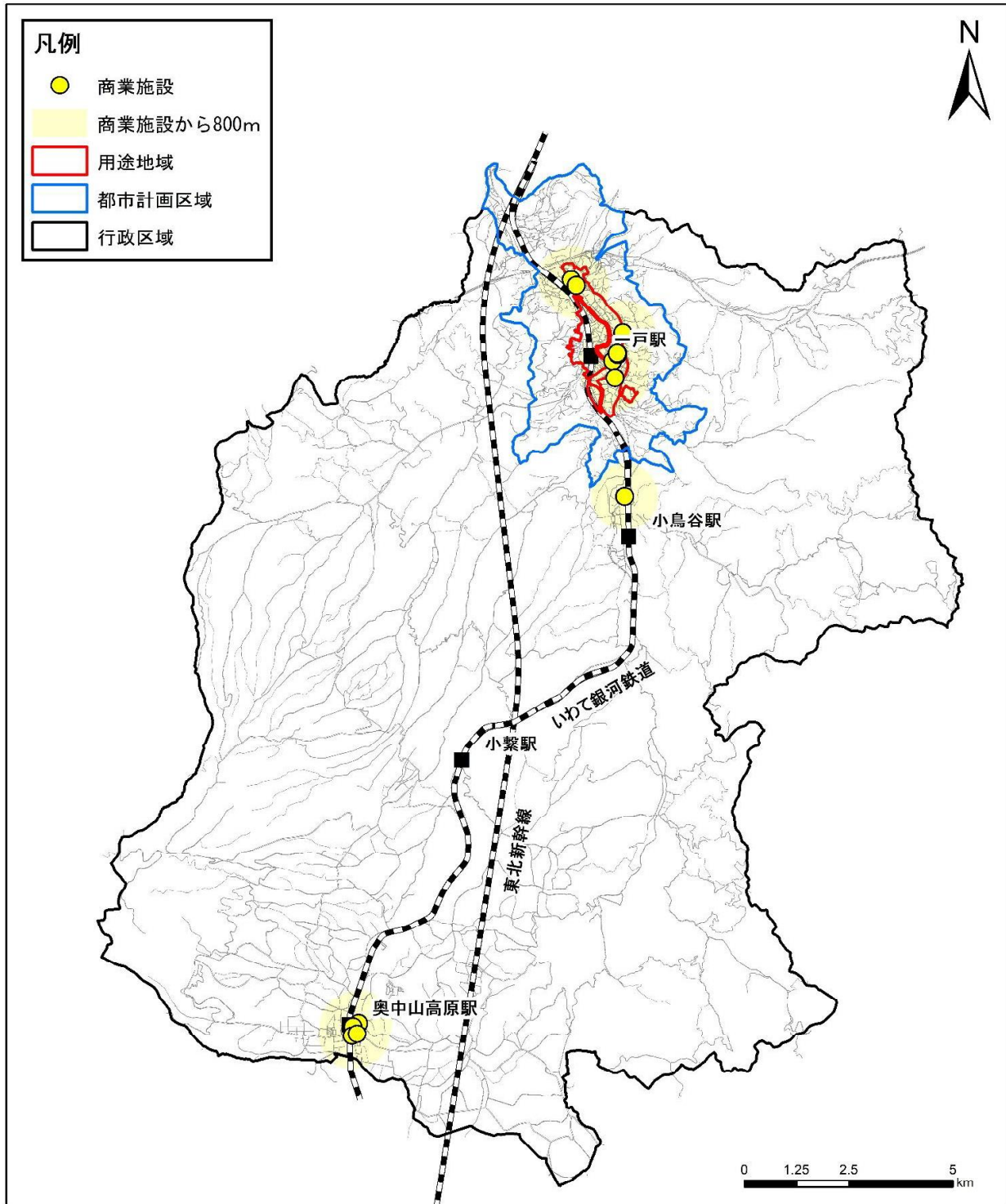
## ②介護福祉施設等



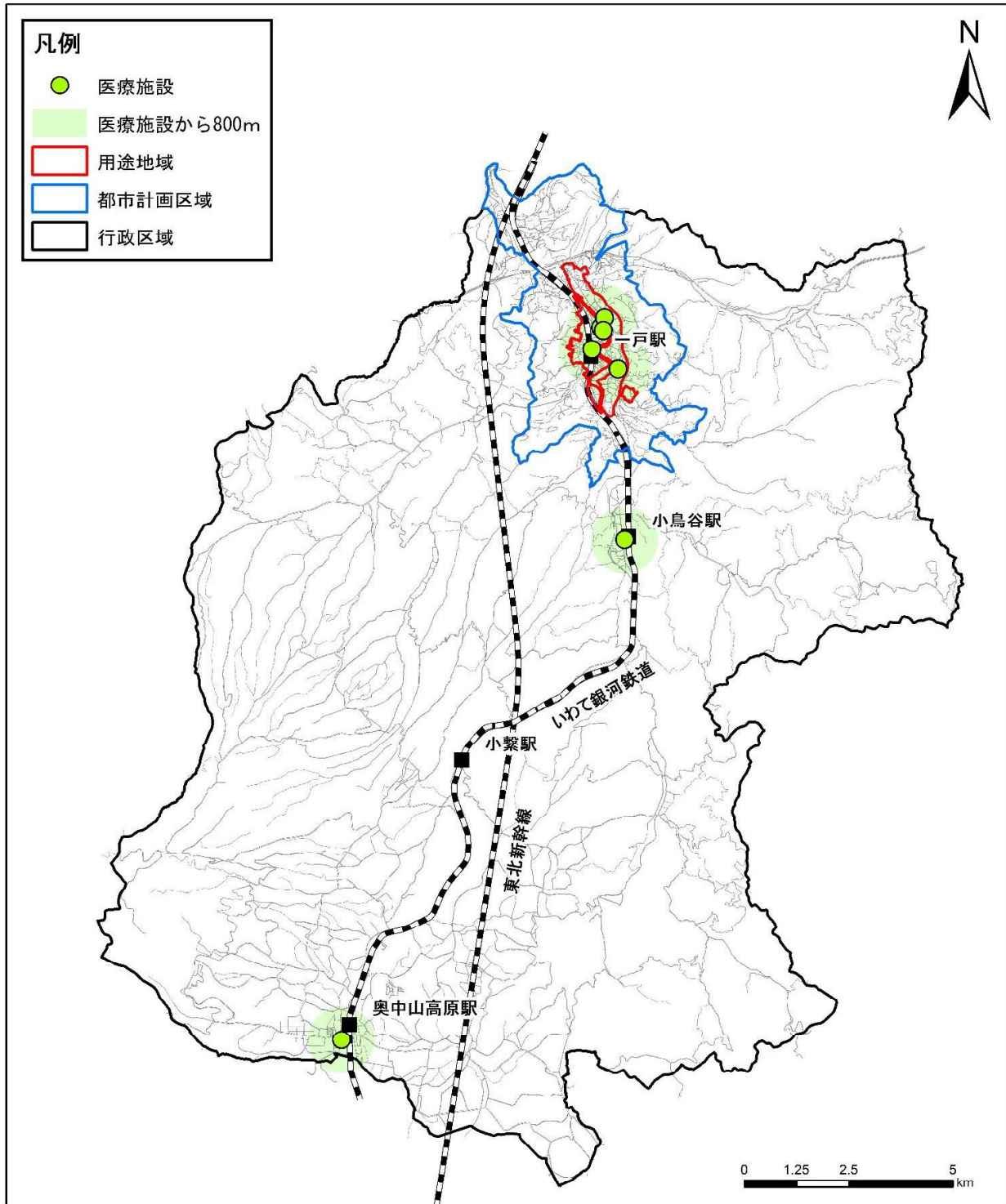
### ③子育て支援施設



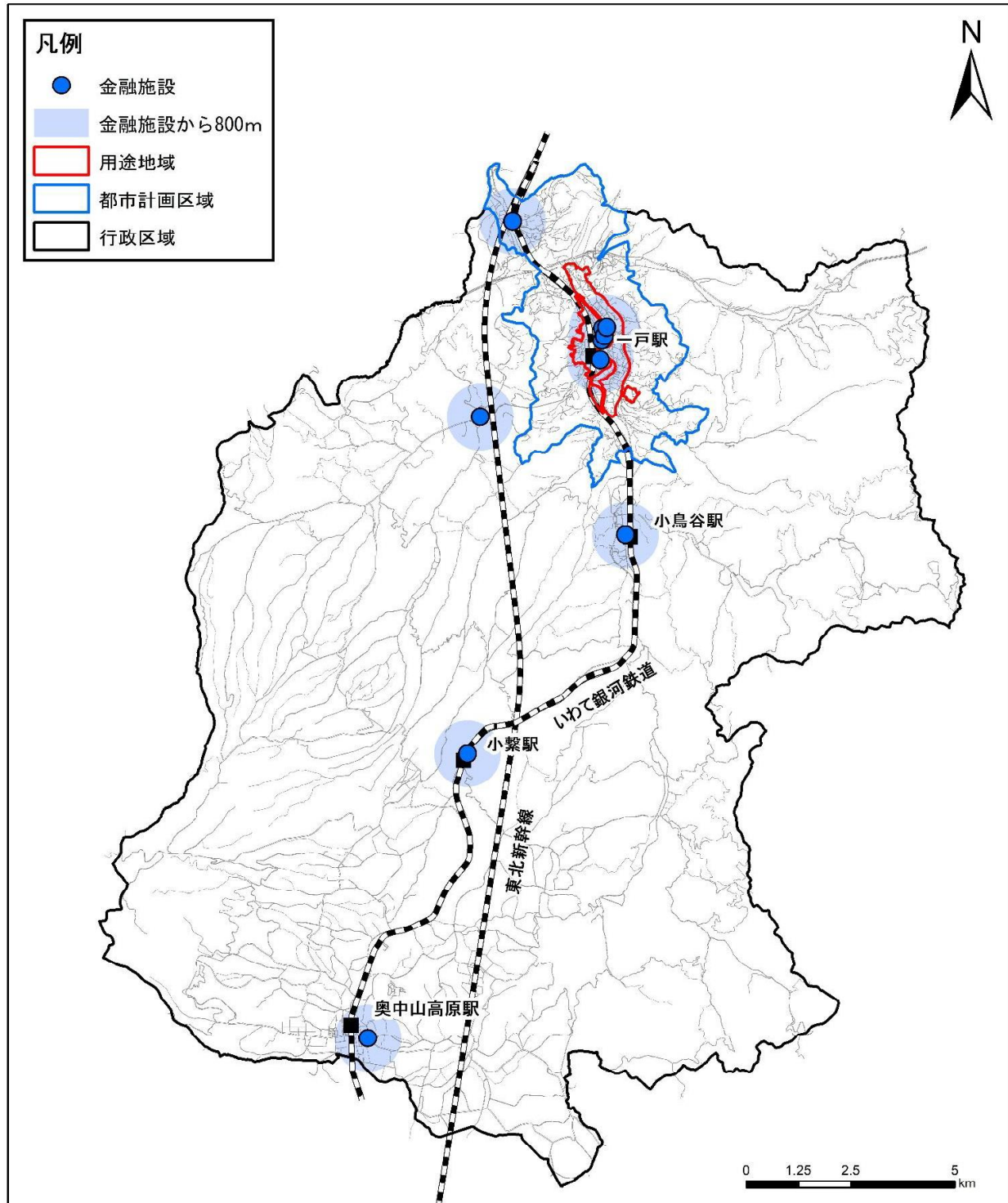
#### ④商業施設



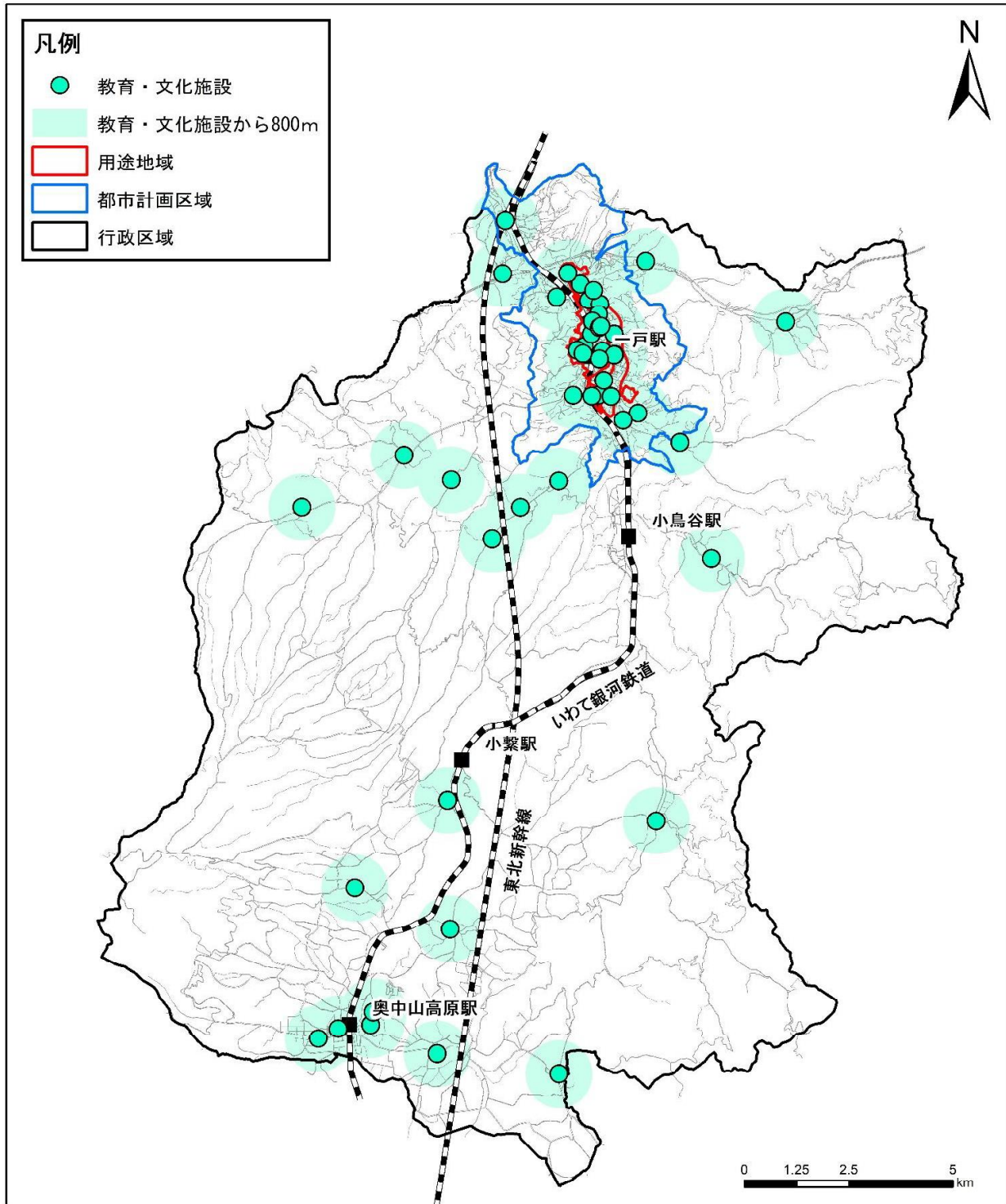
⑤医療施設



## ⑥金融施設



⑦教育・文化施設



## 第3節 地域生活拠点の範囲検討

### 1. メッシュデータの重みづけによる地域生活拠点の範囲の検討

地域生活拠点の範囲を検討するため、人口、公共交通、都市機能施設の測地的なデータを用いて評価し、候補となるエリアの抽出を行います。

#### ①各種データの重みづけの設定

人口は人口密度（令和2年）のメッシュデータにより、それぞれの重みづけ（点数化）は以下のとおり設定します。

公共交通については、鉄道駅、バス停の利用圏域に該当するメッシュを点数化し、重みづけします。

都市機能施設については、行政施設、介護福祉施設等、子育て支援施設、商業施設、教育・文化施設を想定し、これら施設が立地する800m圏域に該当するメッシュを点数化し、重みづけします。

表 重みづけの設定

	項目	重みづけ（点数化）	考え方
人口	①人口密度 （令和2年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10人/ha未満：1点</li> <li>・ 10～20人/ha未満：2点</li> <li>・ 20～30人/ha未満：3点</li> <li>・ 30～40人/ha未満：4点</li> <li>・ 40人/ha以上：5点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口密度維持の視点から、現行の人口密度の高い順に点数を付与する。</li> </ul>
公共交通	②鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅から800m圏域：1点</li> <li>・ バス停から300m圏域：1点</li> <li>※2つの圏域が重なる場合も1点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンパクトシティ・プラス・ネットワークの視点から、公共交通の利便性が高い地域に点数を付与する。</li> </ul>
	③バス		
都市機能施設	④行政施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政施設から800m圏域：1点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域での日常生活において、都市機能施設の利便性の高い地域に点数を付与する。</li> </ul>
	⑤介護福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉施設等から800m圏域：1点</li> </ul>	
	⑥子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て支援施設から800m圏域：1点</li> </ul>	
	⑦商業施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業施設から800m圏域：1点</li> </ul>	
	⑧医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療施設から800m圏域：1点</li> </ul>	
	⑨金融施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融施設から800m圏域：1点</li> </ul>	
	⑩教育・文化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育・文化施設から800m圏域：1点</li> </ul>	

## ②重みづけの結果

各項目を重みづけ（点数化）して合計した結果は以下のとおりです。

図 合計点数（全体）

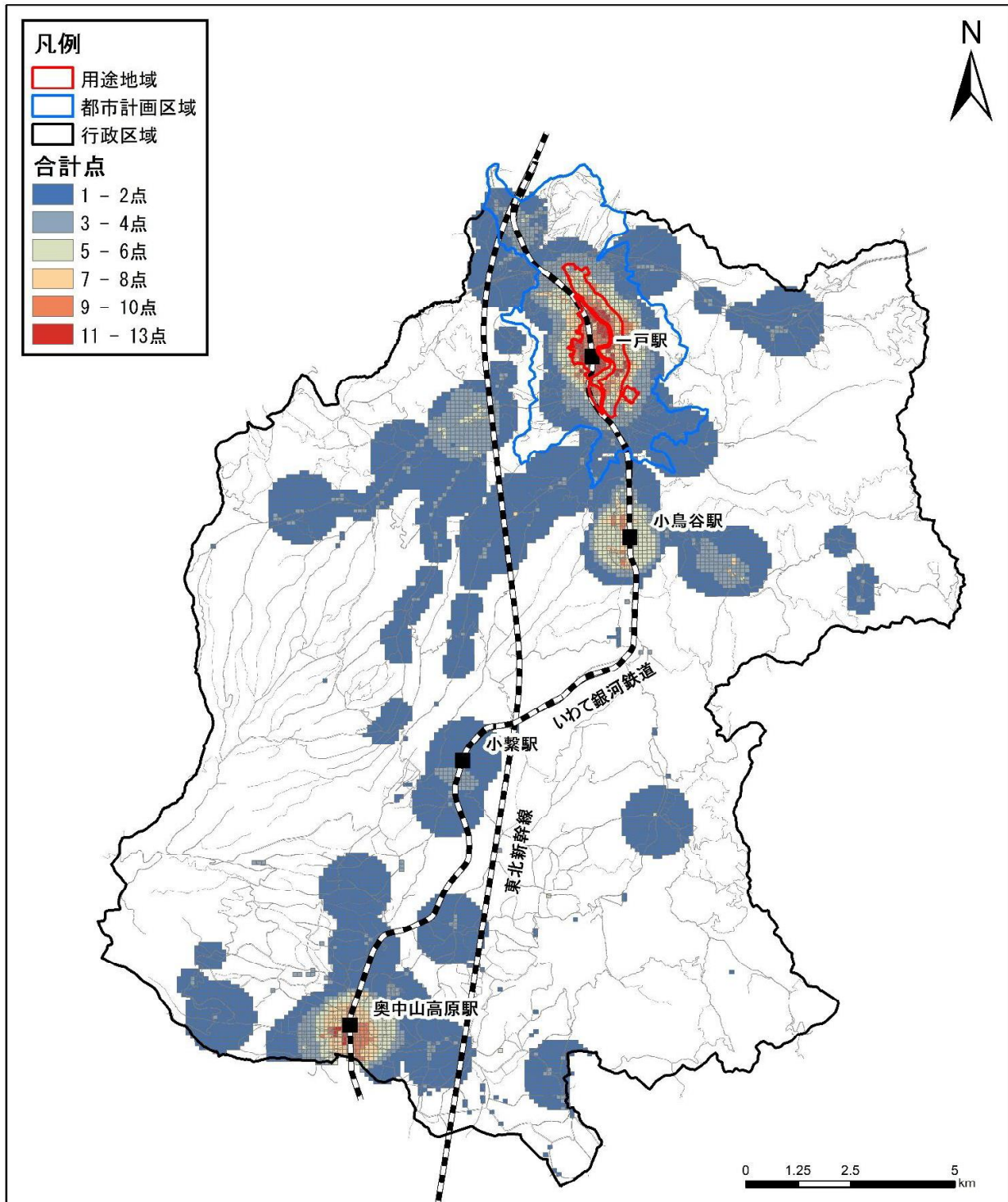


図 合計点数（鳥海地区センター周辺）

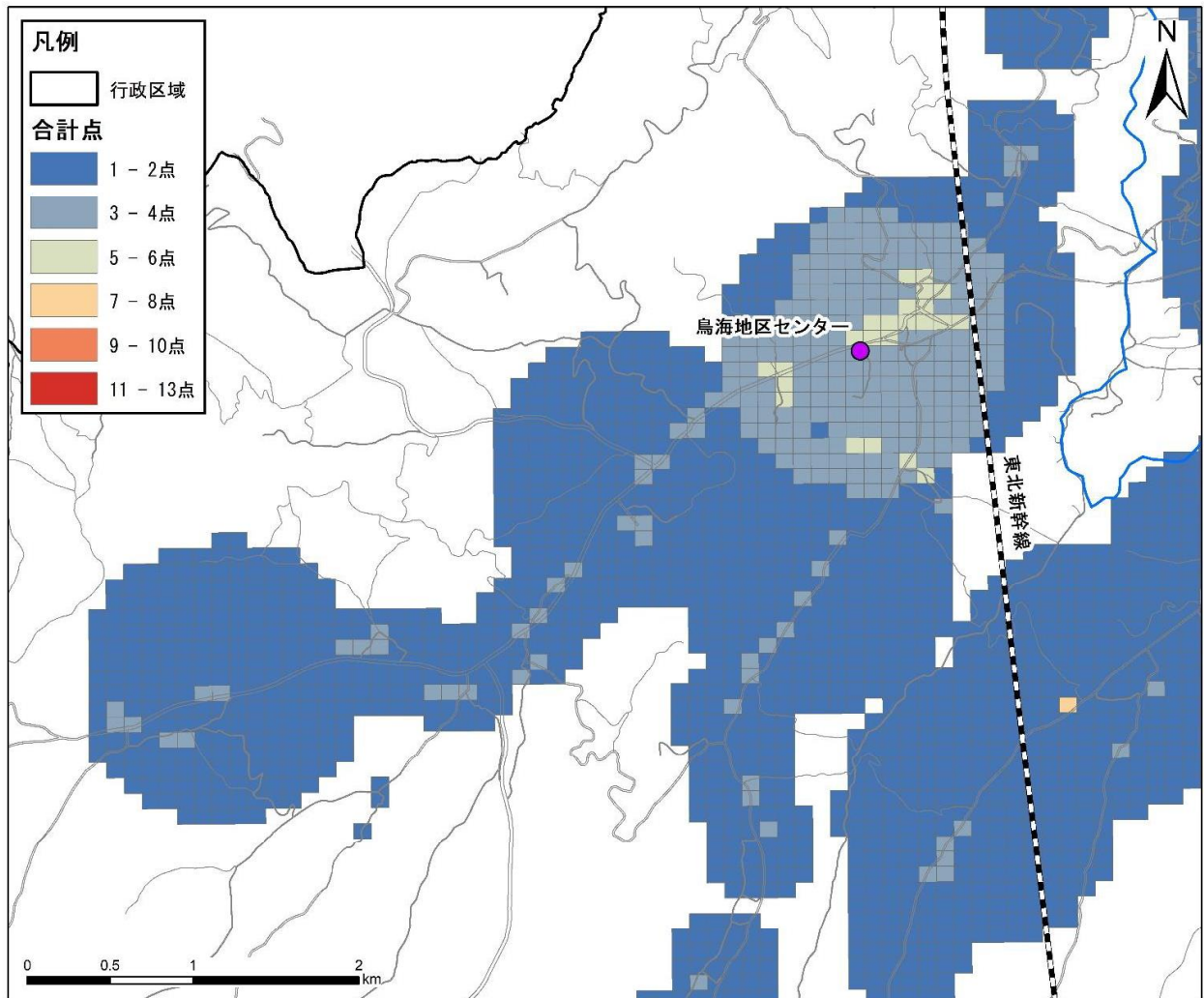


図 合計点数 (小鳥谷駅周辺)

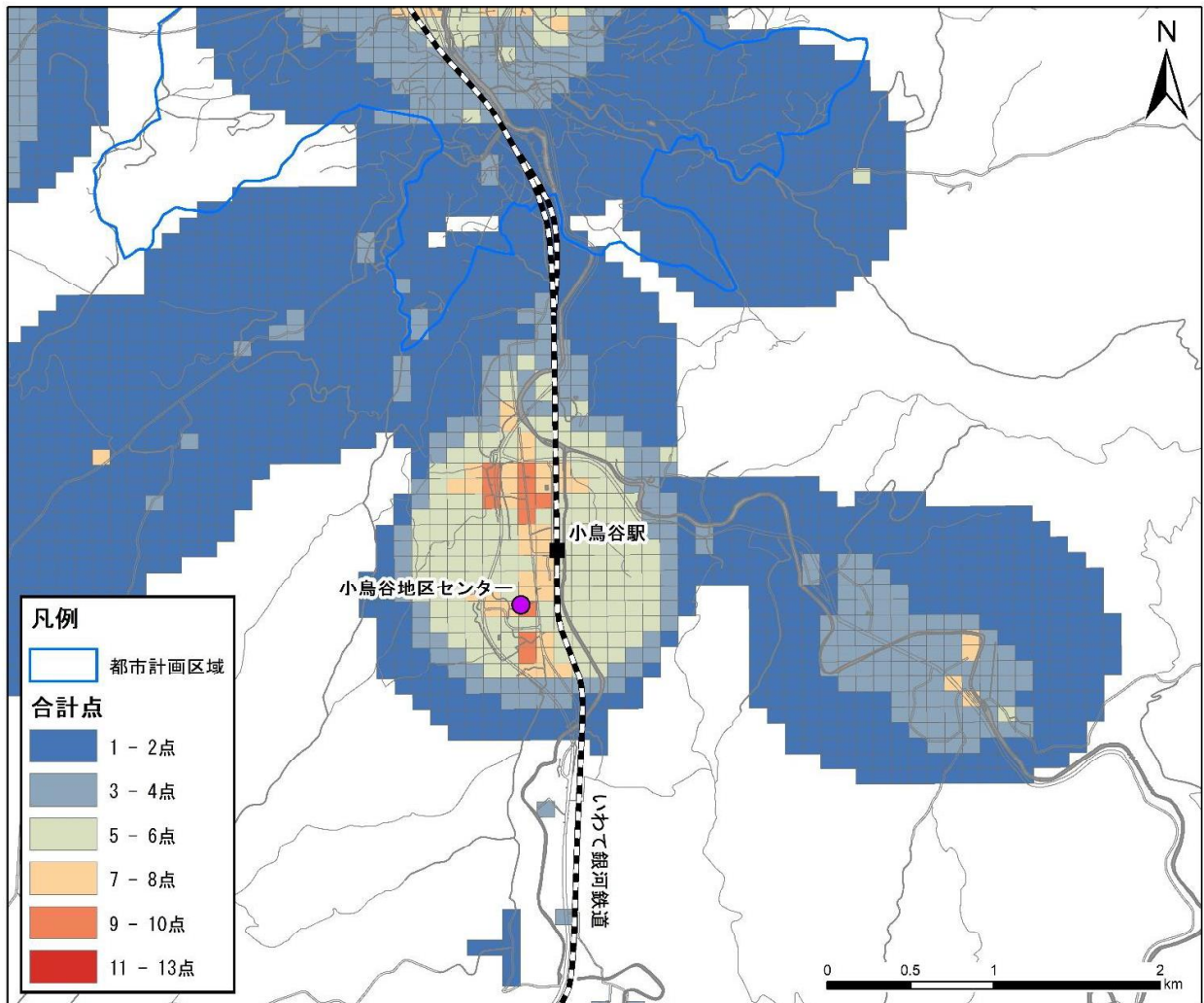
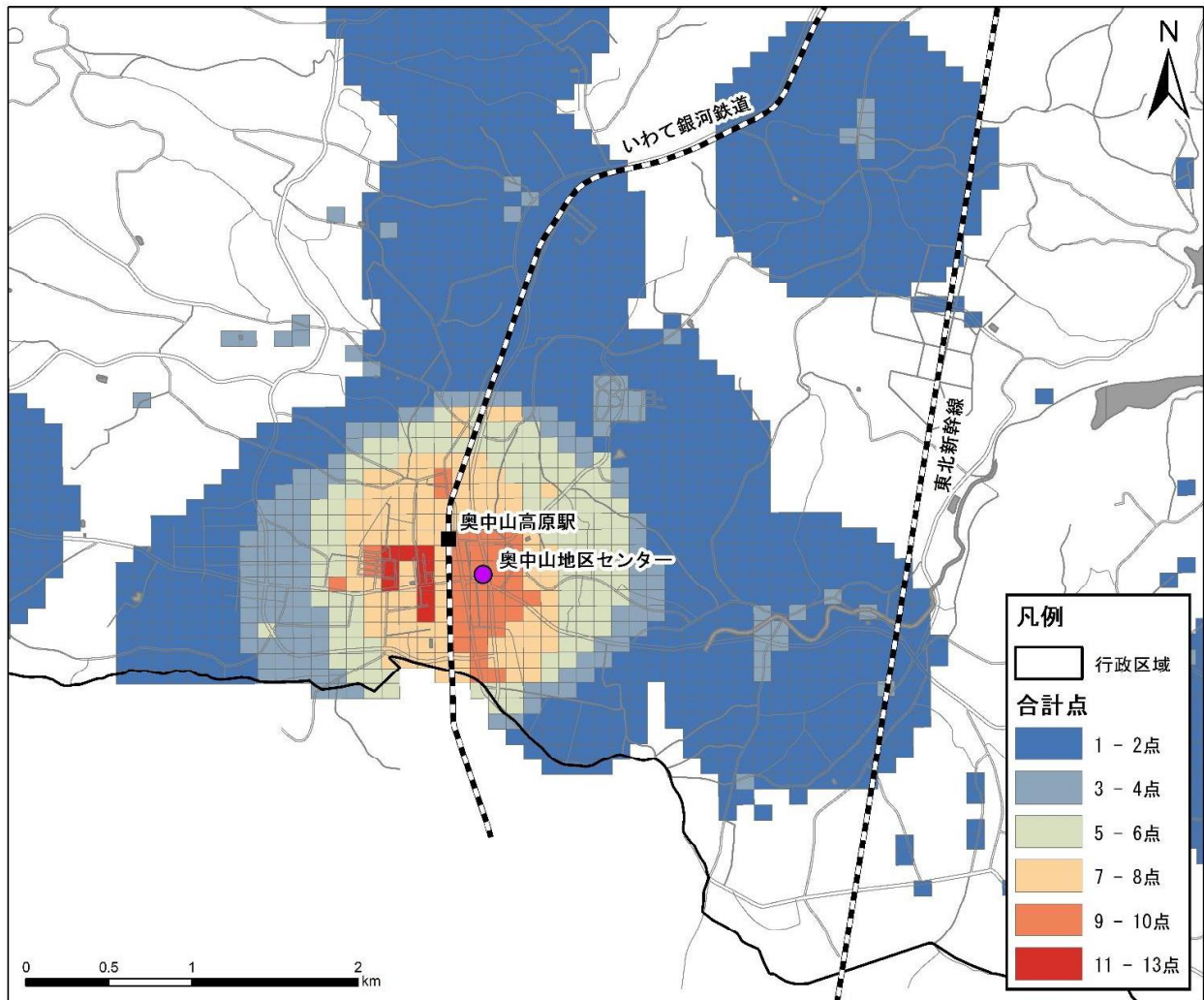


図 合計点数（奥中山高原駅周辺）



### ③地域生活拠点の設定

これまでの検討を踏まえ、一定の人口及び都市機能の集積がある地区センターあるいは鉄道駅を中心に地域生活拠点を設定します。

なお、区域については詳細な境界線を示すものではありません。また、都市計画区域外では、制度上の誘導区域は適用されないため、あくまでも地域コミュニティの維持を前提として設定します。

#### 【地域生活拠点の設定要件】

- ・地区センターがある。
- ・鉄道や路線バスなどの基幹交通がある。
- ・都市機能施設が比較的集積している。
- ・災害の危険性が高い区域を除く。

#### 【地域生活拠点の設定範囲】

- ・鳥海地域：鳥海地区センターより半径 800mの範囲
- ・小鳥谷地域：小鳥谷駅より半径 800mの範囲
- ・奥中山地域：奥中山高原駅より半径 800mの範囲

※「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省、平成 26 年）に基づき、駅の誘致距離 800m（一般的な徒歩 10 分圏）を採用して設定します。鳥海地域については鉄道駅がないため、鳥海地区センターからの誘致距離 800mとします。

図 地域生活拠点（鳥海地域）

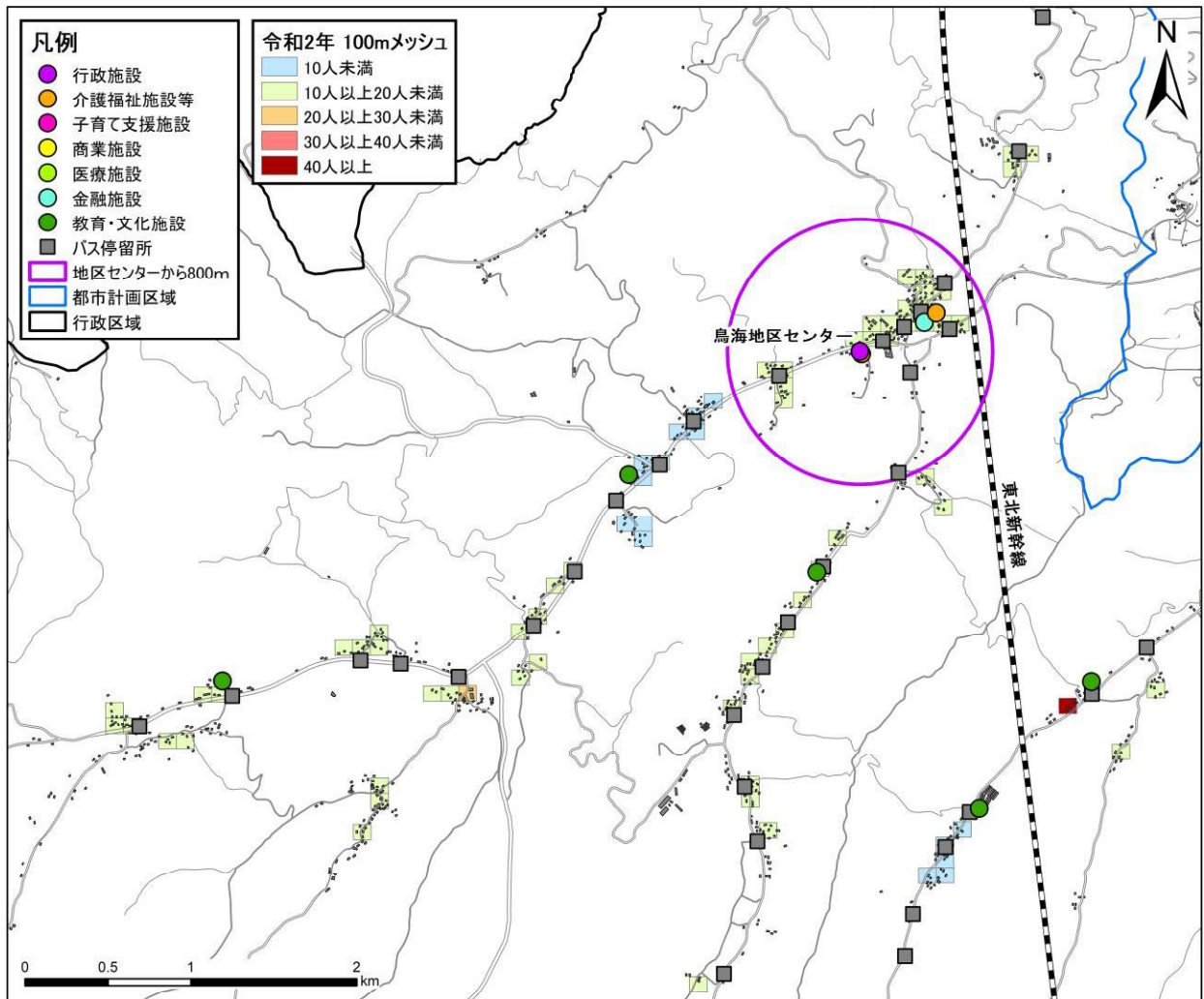


図 地域生活拠点（小鳥谷地域）

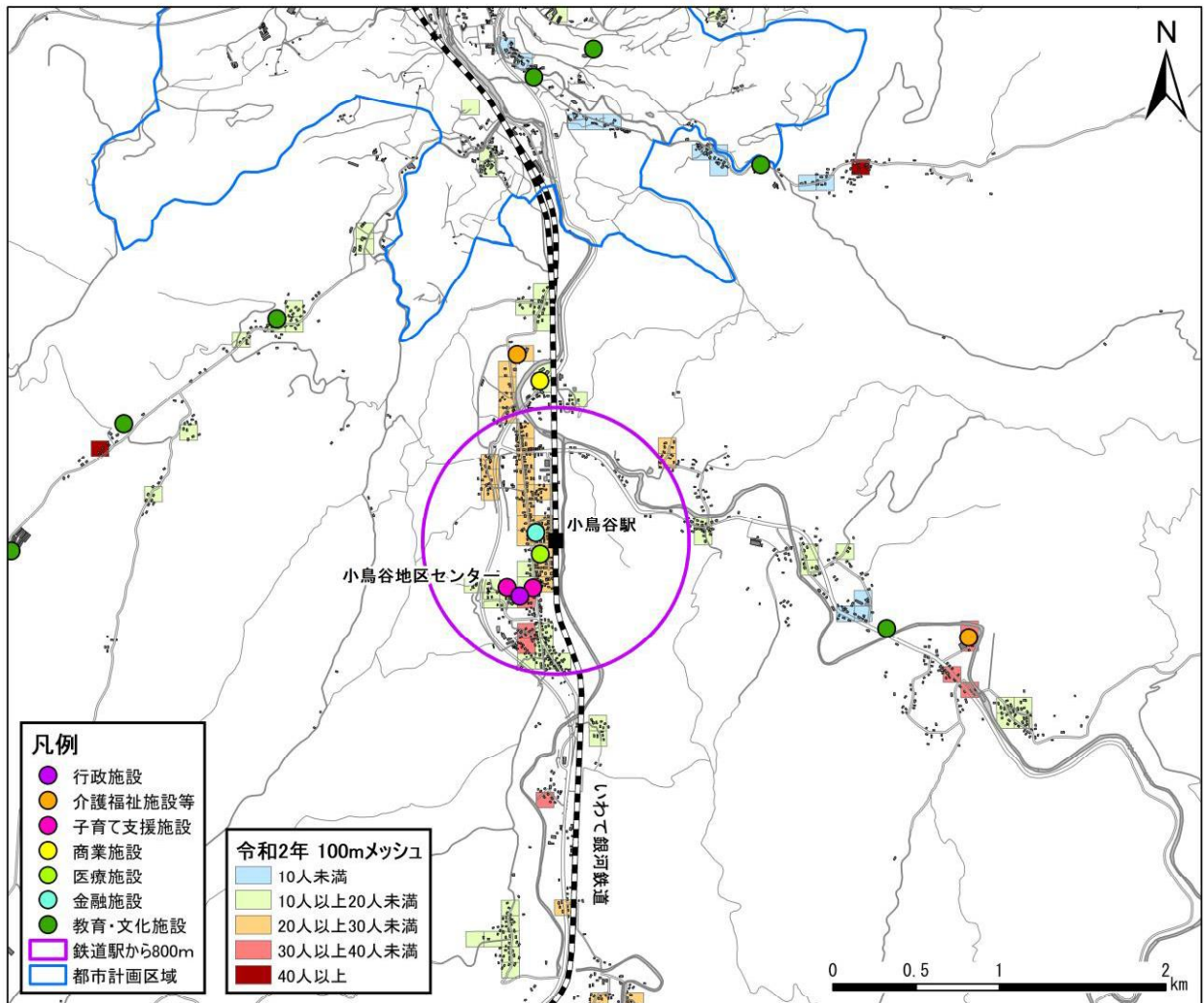
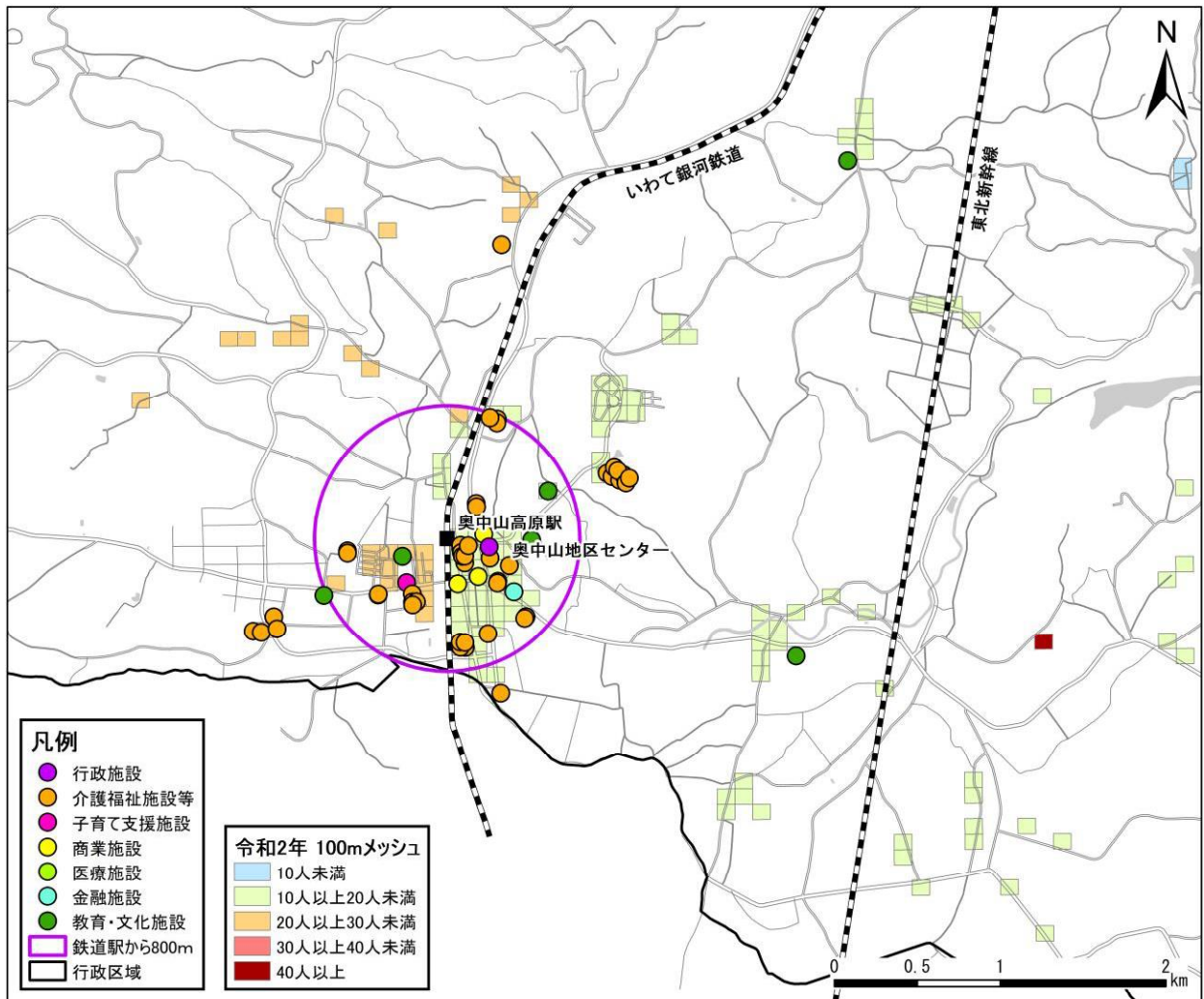


図 地域生活拠点（奥中山地域）



## 第4節 地域生活拠点のまちづくりの方針

各地域生活拠点は比較的人口が集積しているほか、地域住民の生活を支える都市機能が一定程度立地し、拠点を形成しているため、これらの機能を維持し、地域住民の生活環境や交通利便性を維持・確保していくものとします。

### 【地域生活拠点・地域サブ拠点のまちづくりの方針】

- 地域の日常生活に必要なサービス機能を確保し、地域人口の維持を図ります。
- 鳥海地域においては、里山や集落などの地域資源を活用して交流人口の増加や、他拠点へのアクセス性の向上を図ります。
- 小鳥谷地域および奥中山地域においては、行政施設、医療施設、商業施設の集積を維持し、拠点付近からの居住の誘導を図ります。

# 第10章 防災指針

## 第1節 防災指針とは

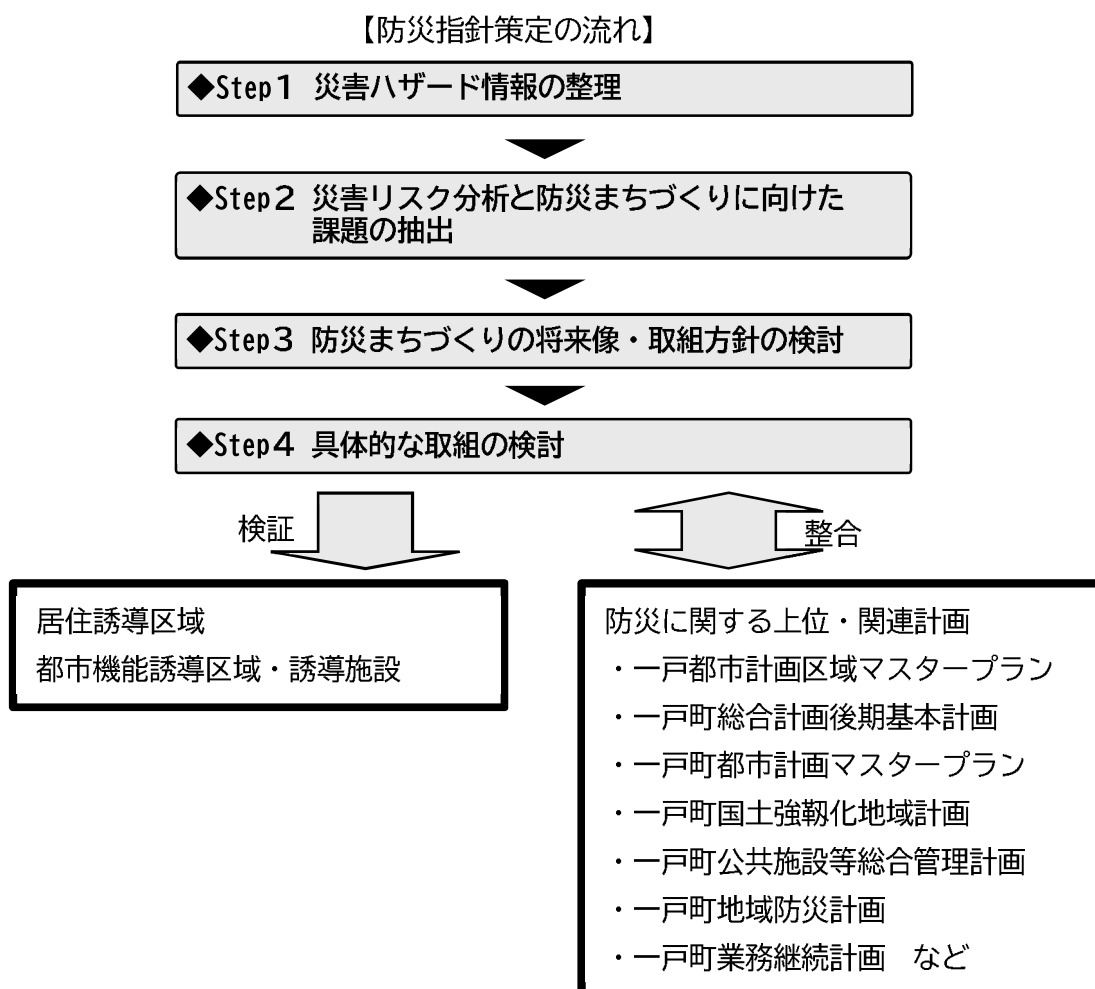
近年、全国各地で激甚化・頻発化する自然災害により、人命や住まい、まち等に甚大な被害が生じています。このような状況を踏まえ、都市再生特別措置法の改正（令和2年6月）により、立地適正化計画に誘導区域内の住宅や誘導施設のための防災対策を示した指針を定めることが規定されました。

都市においては、災害に強いまちづくりとあわせたコンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い地域への新たな住宅等の立地を抑制し、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の災害リスクに対しても可能な限り回避又は低減をしつつ、適切な誘導を図ることが求められます。

そこで本項では、以下のフローに基づいて災害リスクを分析し、「防災指針」として、災害に強い持続可能なまちづくりに向けた、防災・減災の取組について整理します。特に、本計画で定める居住誘導区域において、今後どのように回避または低減していくかを重点的に整理します。

## 第2節 防災指針策定の流れ

本防災指針は、国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」を参考に以下のフローにより策定します。



### 第3節 災害ハザード情報の整理

本計画において対象とする災害ハザードは、誘導区域の設定にあたって検討が必要となる以下の災害を対象に災害ハザード情報を整理します。

表 一戸町に関わる災害ハザード情報

災害種別	ハザード情報	根拠法
水害	洪水浸水想定区域 (浸水深：計画規模、想定最大規模)	水防法第14条第1項
	浸水継続時間	水防法第14条第2項
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流、河岸侵食)	水防法第13条の4
土砂災害	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項
	地すべり防止区域	地すべり等防止法第3条
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条

## 第4節 災害リスク分析と防災まちづくりに向けた課題の抽出

### 1. 災害リスク分析

収集・整理した災害ハザード情報と都市の情報を重ね合わせ、どの地域でどのような災害リスクがあるかについて地区レベルの分析（マイクロ分析）により課題を抽出します。

#### ①洪水浸水想定区域（計画規模）

馬淵川の概ね100年に1度程度の浸水想定では、河岸の一部のエリアで浸水することが想定されています。洪水浸水想定区域（計画規模）と都市の情報を重ね合わせることで抽出される特徴は次のとおりです。

#### 【居住誘導区域】

居住誘導区域内には浸水が想定されていません。

#### 【都市機能施設】

子育て支援施設の一部が浸水想定エリアに立地しています。

#### 【建物分布】

用途地域内に立地する建物4,143棟のうち、浸水エリアには476棟の建物が立地しており、その内垂直避難が困難となる3.0m以上の浸水深が想定されるエリアには27棟が立地しています。

※建物データは基盤地図情報

#### 【指定緊急避難所・避難所】

越田橋地域の北側は浸水想定区域に含まれているものの、指定緊急避難所および避難所から500m以上離れた、徒歩による避難が容易ではないエリアとなっています。

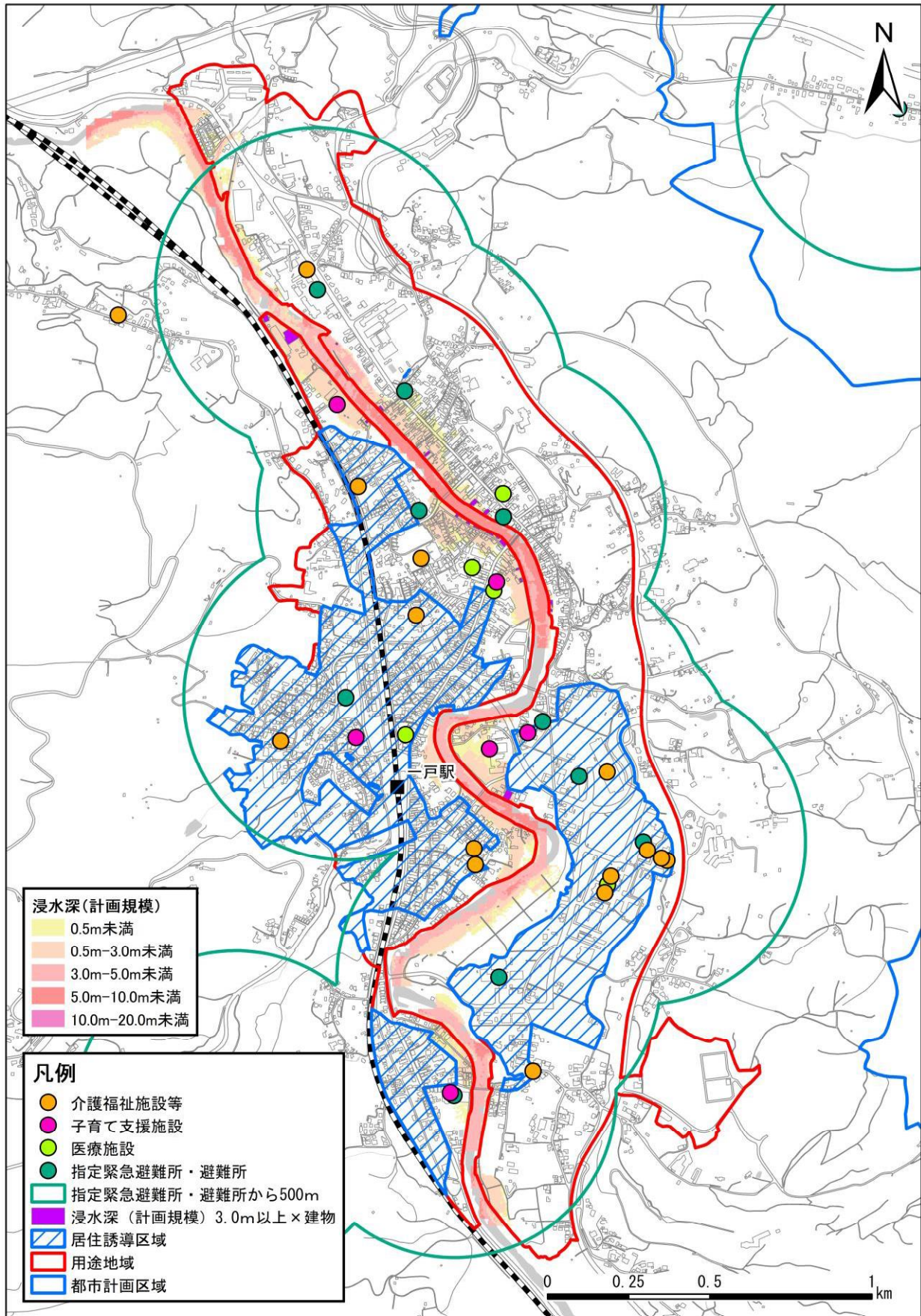
#### 【参考】浸水深と被害想定



5.0m以上	2階建物が浸水
3.0m以上～5.0m未満	2階床上が浸水
0.5m以上～3.0m未満	1階部分が浸水 2階の床下までつかる程度
0.5m未満	床下浸水、道路冠水

※徒歩による避難が容易となる距離を指定緊急避難所および避難所から500m以内とすることについては、国土交通省都市局の「都市構造の評価に関するハンドブック（H26.8）」において、高齢者の一般的な徒歩圏が500mと定義されていることを踏まえて設定した。

図 洪水浸水深想定区域（計画規模）と都市の情報との重ね合わせ



## ②洪水浸水想定区域（想定最大規模）

馬淵川の概ね1,000年に1度程度の浸水想定では、沿岸で広く浸水することが想定されています。

洪水浸水想定区域（想定最大規模）と都市の情報を重ね合わせることで抽出される特徴は次のとおりです。

### 【居住誘導区域】

居住誘導区域内の一部で浸水深3.0m未満の区域が想定されています。

### 【都市機能施設】

介護福祉施設等、子育て支援施設、医療施設の一部が浸水想定エリアに立地しています。

### 【建物分布】

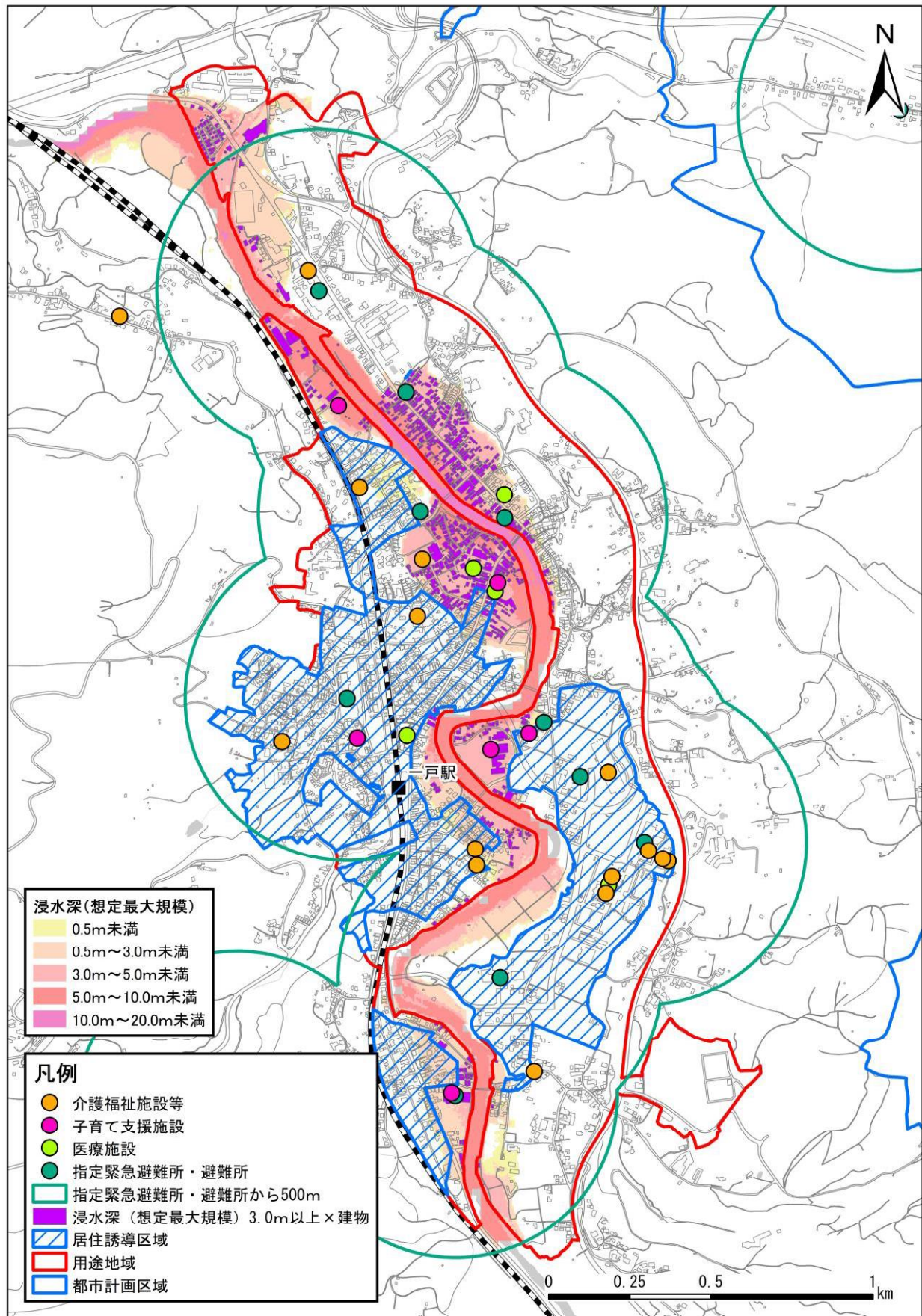
用途地域内に立地する建物4,143棟のうち、浸水エリアに1,397棟の建物が立地しており、その内垂直避難が困難となる3.0m以上の浸水深が想定されるエリアには780棟が立地しています。（重複有）

※建物データは基盤地図情報

### 【指定緊急避難所・避難所】

越田橋地域の北側は浸水想定区域に含まれているものの、指定緊急避難所および避難所から500m以上離れた、徒歩による避難が容易ではないエリアとなっています。

図 洪水浸水深想定区域（想定最大規模）と都市の情報との重ね合わせ



### ③水害（浸水継続時間）

浸水継続時間 72 時間（3 日間）の区域は分布していないものの、浸水継続時間 12 時間未満、12 時間～24 時間（1 日未満）の区域が馬淵川沿岸に広く分布しています。

水害（浸水継続時間）と都市の情報を重ね合わせることで抽出される特徴は次のとおりです。

#### 【居住誘導区域】

居住誘導区域内の一部区域で 12 時間未満の浸水継続時間が想定されています。

#### 【都市機能施設】

介護福祉施設等、子育て支援施設、医療施設の一部が浸水継続時間 12 時間未満の区域に立地しています。

#### 【建物分布】

用途地域内に立地する建物 4,143 棟のうち、浸水継続時間 12 時間未満の区域に 1,359 棟、浸水継続時間 12 時間～24 時間の区域に 125 棟の建物が立地しています。（重複有）

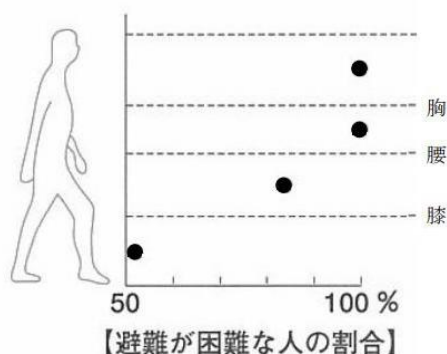
※建物データは基盤地図情報

#### 【指定緊急避難所・避難所】

指定緊急避難所である下町自治公民館および高齢者創作館、指定緊急避難場所兼避難所である一戸南小学校が浸水継続時間 12 時間未満の区域に立地しています。また、越田橋地域の北側は浸水継続時間 12 時間未満の区域に含まれているものの、指定緊急避難所および避難所から 500m 以上離れた、徒歩による避難が容易ではないエリアとなっています。

#### 【参考】浸水継続時間

- ・浸水継続時間とは、浸水の深さ 0.5m 以上が継続する時間の最大値を示したもの
- ・浸水深 0.5m 以上は、屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深
- ・各家庭における食料等の備蓄は、3 日以内の家庭が多いものと推察され、3 日以上孤立すると食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがある



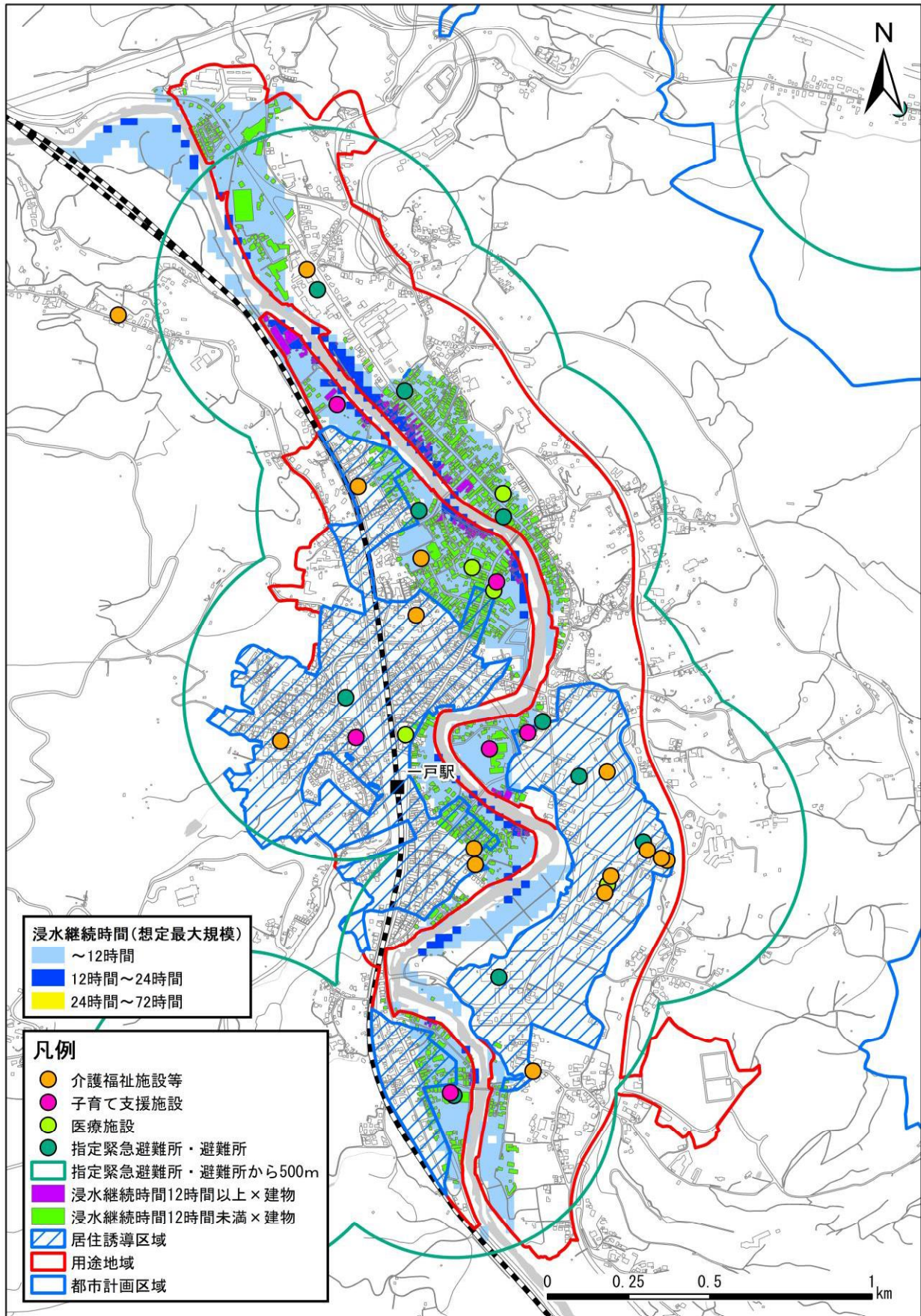
#### 【実験データ】

浸水深が 0.5m（大人の膝）程度でははん濫流速が 0.7m/s 程度でも避難は困難となる。



出典：洪水ハザードマップの手引き（改訂版）から抜粋

図 水害（浸水継続時間）と都市の情報との重ね合わせ



#### ④家屋倒壊等氾濫想定区域

河岸浸食及び氾濫流の区域が分布しています。家屋倒壊等氾濫想定区域と都市の情報を重ね合わせることで抽出される特徴は次のとおりです。

##### 【居住誘導区域】

居住誘導区域内には家屋倒壊等氾濫想定区域が含まれていません。

##### 【都市機能施設】

家屋倒壊等氾濫想定区域内に介護福祉施設等、子育て支援施設、医療施設は立地していません。

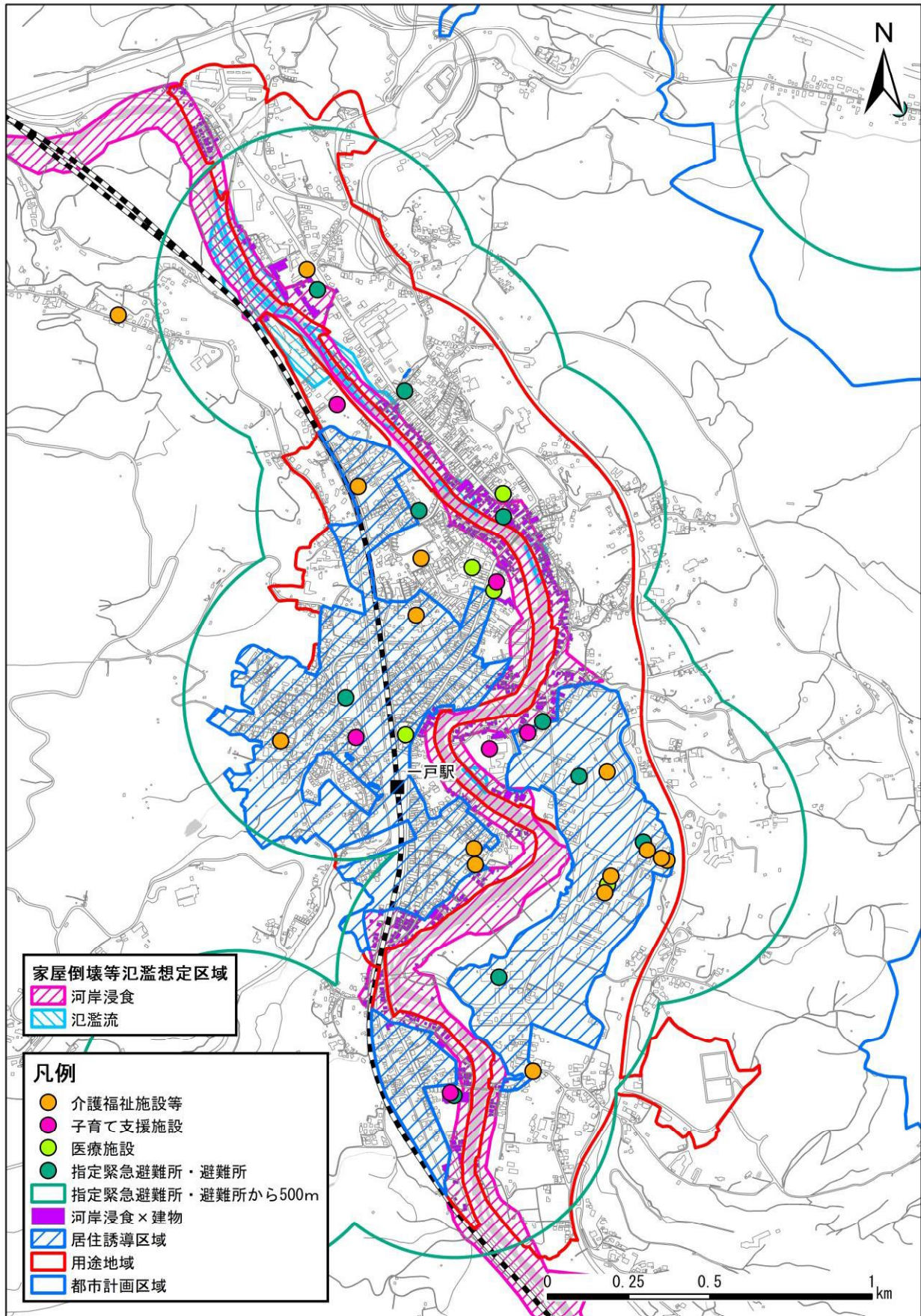
##### 【建物分布】

用途地域内の家屋倒壊等氾濫想定区域に 647 棟の建物が立地しています。

##### 【指定緊急避難所・避難所】

指定緊急避難所である高齢者創作館、指定緊急避難場所兼避難所である一戸小学校および一戸南小学校が河岸浸食の区域内に立地しています。

図 家屋倒壊等氾濫想定区域と都市の情報との重ね合わせ



#### ⑤土砂災害（特別）警戒区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域

各地に土砂災害（特別）警戒区域および急傾斜地崩壊危険区域が分布しています。一方、地すべり防止区域については用途地域外の一部に分布しています。

土砂災害（特別）警戒区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域と都市の情報を重ね合わせることで抽出される特徴は次のとおりです。

#### 【居住誘導区域】

居住誘導区域内には土砂災害特別警戒区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域は含まれていませんが、居住誘導区域内の一部では土砂災害警戒区域が指定されています。

#### 【都市機能施設】

土砂災害（特別）警戒区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域内に介護福祉施設等、子育て支援施設、医療施設の一部が立地しています。

#### 【建物分布】

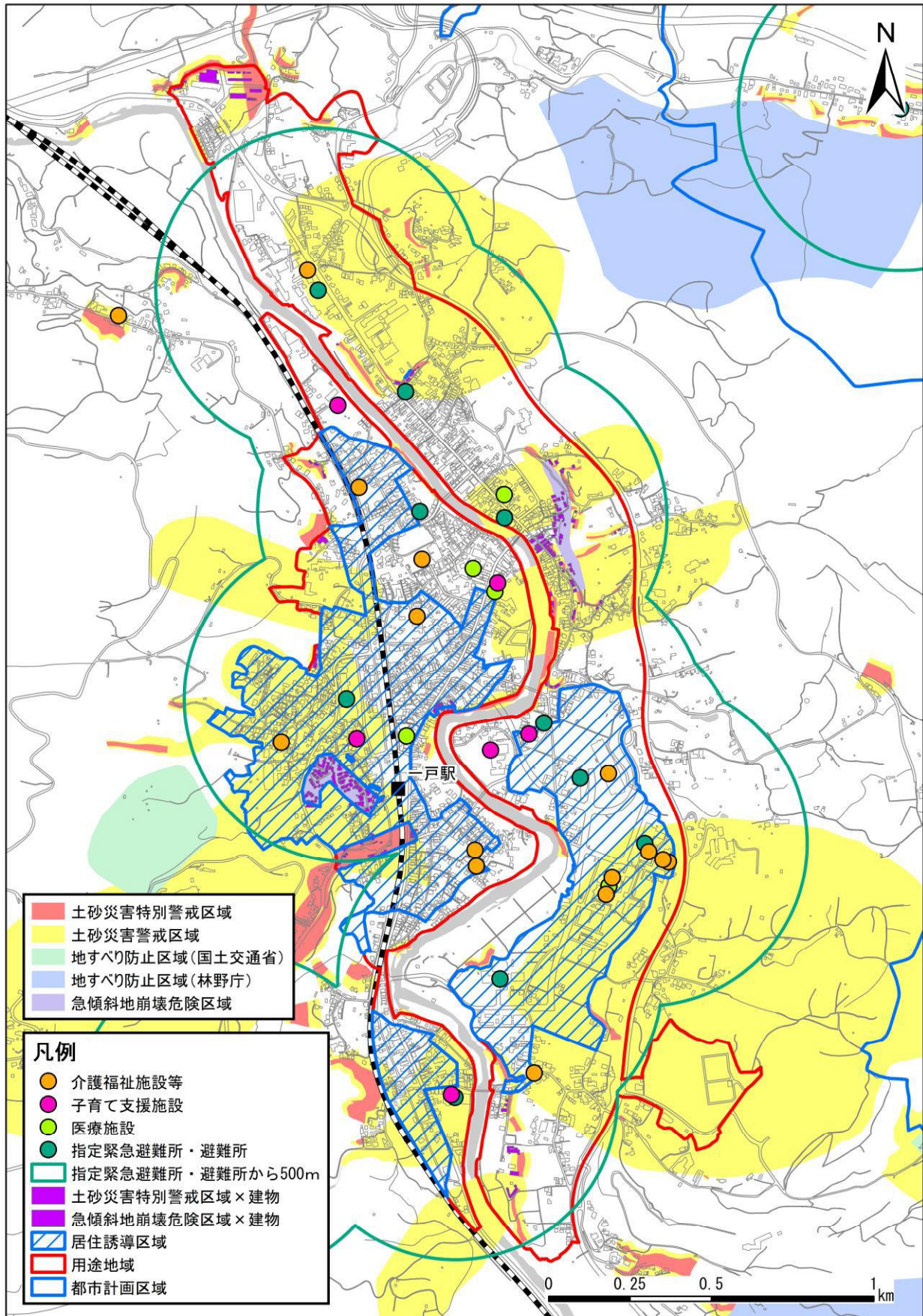
用途地域内の土砂災害警戒区域に 1,876 棟、土砂災害特別警戒区域に 112 棟、急傾斜地崩壊危険区域に 135 棟の建物が立地しています。（重複有）

※建物データは基盤地図情報

#### 【指定緊急避難所・避難所】

指定緊急避難所である旧経済連野菜集出荷場、下町自治公民館および高齢者創作館、指定緊急避難場所兼避難所である一戸地区センター、総合保健福祉センターおよび一戸南小学校が土砂災害警戒区域内に立地しています。

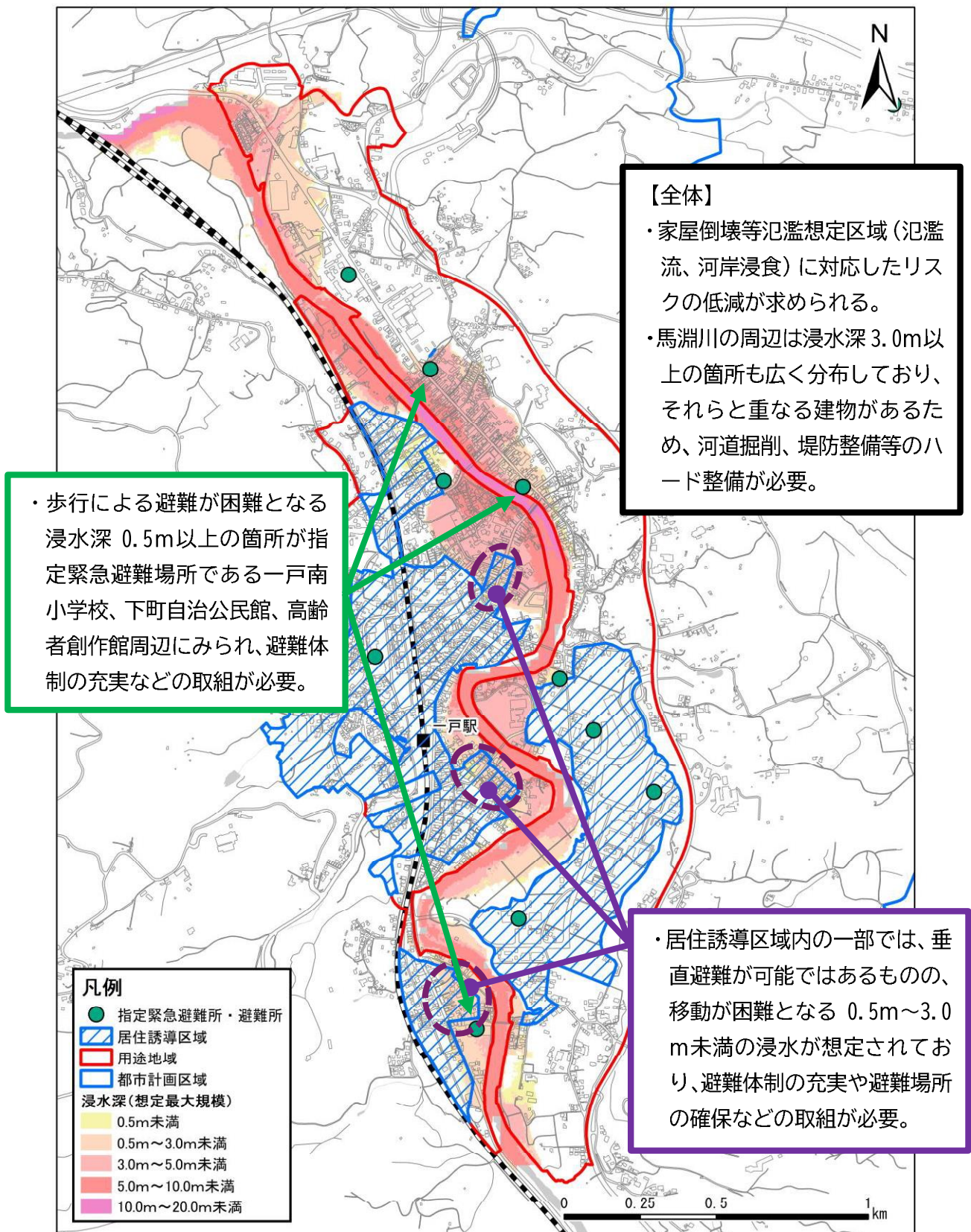
図 土砂災害（特別）警戒区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域と都市の情報との重ね合わせ



## 第5節 防災まちづくりに向けた課題

防災上の課題は次の通りです。

図 洪水（想定最大規模）に対する課題



【参考】図 洪水（想定最大規模）（0.5m～3.0m未満）

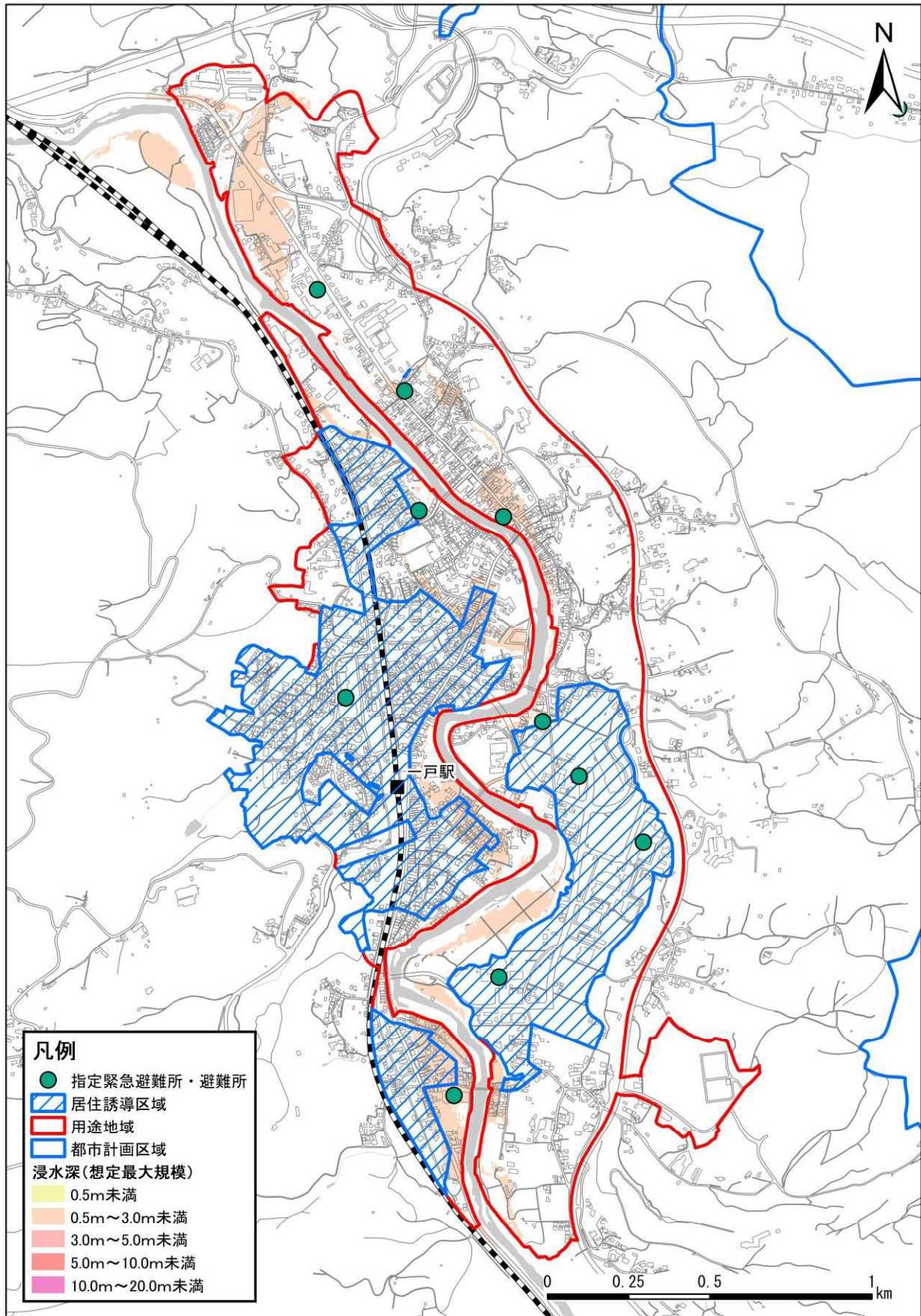
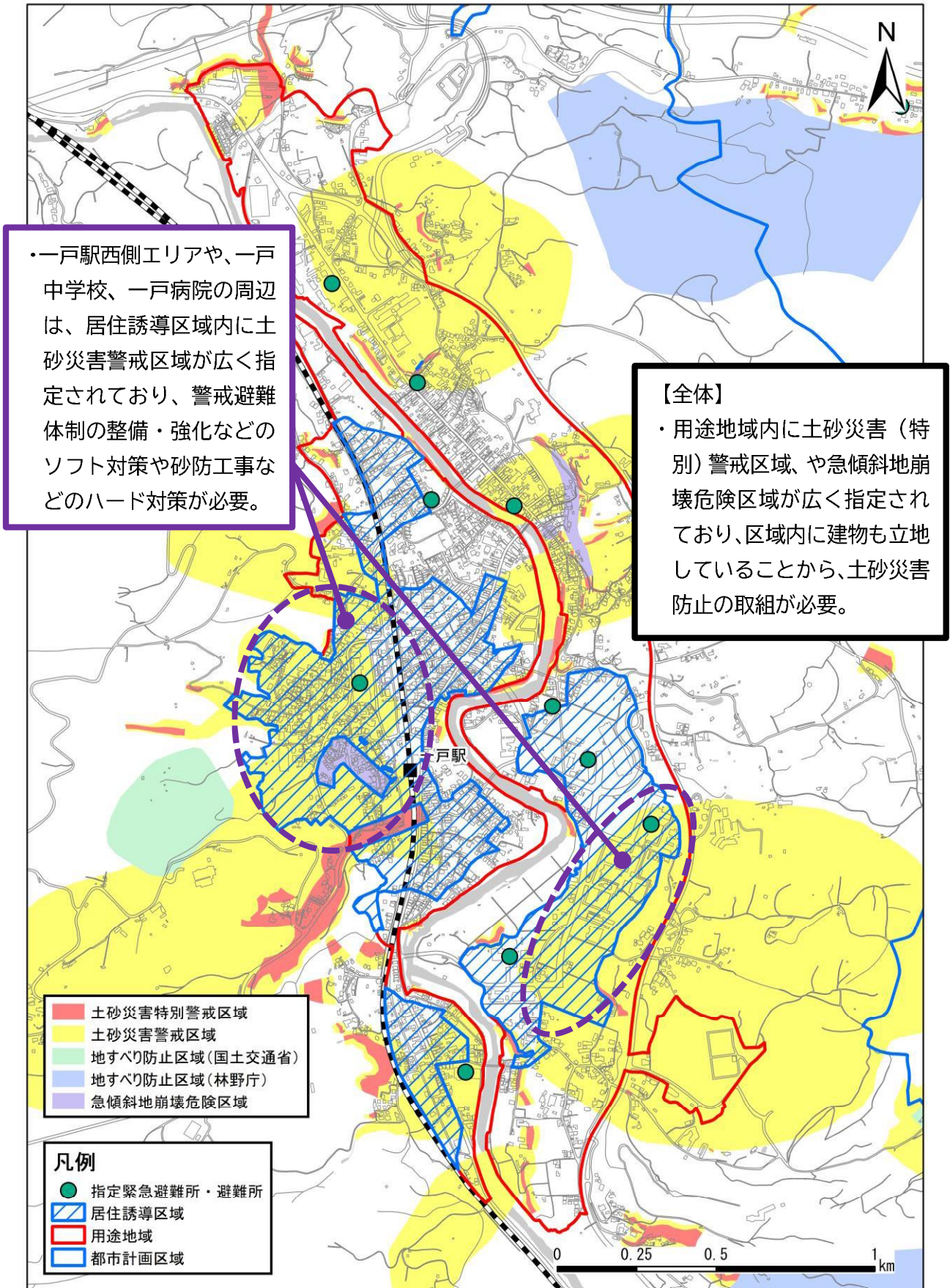


図 土砂に対する課題



## 第6節 防災まちづくりの将来像・取組方針の検討

### 1. 防災まちづくりの将来像

本計画ではまちづくりの方針として「自然災害に強い安全・安心なまちづくり」を掲げ、避難体制の整備等による減災、市街地の災害リスクの軽減および自助・共助などによる自然災害に強いまちづくりを目指すものとしています。

本章の防災指針においても、災害リスク分析により抽出された防災上の課題を踏まえ、ハード・ソフト両面により防災まちづくりを推進していきます。

#### 【防災まちづくりの将来像（再掲）】

まちづくりの方針2 自然災害に強い安全・安心なまちづくり

・災害対策を強化し、安全で安心して過ごせる都市空間の形成を目指します。

### 2. 取組方針

#### ①水害への対応

- ・馬淵川の被害対策については、「馬淵川水系流域治水プロジェクト（国土交通省）」や馬淵川が「特定都市河川」に指定されたことに基づき、堤防整備や雨水排水網の整備などのハード対策を促進します。
- ・水害リスクの認識や事前の備え、避難場所の確保、早期避難などの対策が町民主導で講じられるよう、行政からも働きかけていきます。
- ・災害が発生する可能性が高まった場合に迅速な避難ができるよう、安全な緊急避難場所を充実するとともに、垂直避難を見据えた避難施設の確保を図ります。
- ・マイタイムラインの作成や自主防災組織の育成、地域住民の意見を反映した地域防災計画など、災害発生時に対応できるよう地域の防災力の向上を図ります。

#### ②土砂災害への対応

- ・土砂災害が発生するおそれがある場合は、住民への情報提供に努めるとともに、早期避難が図られるように努めます。
- ・誘導区域内において新たな土砂災害（特別）警戒区域などが指定された場合は、居住誘導区域の見直しや必要な措置を検討します。

### ③迅速な避難に対する備え

- ・大規模災害時における緊急輸送道路や避難路の確保、洪水によるネットワークの寸断の可能性を考慮し、町内の幹線道路となる道路整備を推進します。
- ・災害が発生した際には、町民自らが判断し行動することが必要なため、町民に対して広く情報提供し、日常的な備えが図られるように働きかけていきます。
- ・日中と夜間では人の所在や属性が異なるため、これら時間帯の違いも踏まえて避難に対する備えが図られるように働きかけます。

### ④防災拠点の整備

- ・地域の防災拠点として機能する施設の整備を図ります。

## 第7節 具体的な取組の検討

### 1. 水害に関する施策

#### ①河川の整備・改修

- ・県事業として、馬淵川水系流域治水プロジェクトに基づき、町内2箇所の河道掘削等を進めます。
- ・県事業として、家屋浸水被害防止を目的とする馬淵川の河川改修を進めます。
- ・県等施設管理者に、河川氾濫に際しての河川施設の被害の想定、点検の実施を要請します。河川関連施設について、重要度・緊急度の高いものから必要な河川整備や監視カメラ等の設置を要望するとともに、その推進に協力します。

#### ②河川氾濫や内水氾濫の未然防止・低減

- ・洪水ハザードマップの更新や防災行政無線の改良を図ります。
- ・河川の氾濫等に対する警戒、水防活動の円滑な遂行を図るため、避難情報等の伝達、関係機関及び職員等の動員、水防資機材の輸送、避難等の訓練を実施します。

#### ③水害への備えの充実

- ・災害への警戒が必要な区域について住民へ周知するとともに、ハザードマップを活用した訓練を実施します。

### 2. 土砂災害に関する施策

#### ①土砂災害の予防対策の推進

- ・集中豪雨等による土砂災害の被害を防止・低減するため、予防・防止工事の推進や、がけ地周辺建築物の安全対策を検討します。
- ・土砂災害が発生するおそれのある箇所等の周知・巡視を行い、災害発生への認知を迅速に行える体制の充実を図ります。
- ・土砂災害警戒区域に公共施設や要配慮者利用施設、人家が多く含まれる地域は、県と連動した砂防事業により施設整備を検討します。

### 3. 迅速な避難に関する施策

#### ①地域防災力の向上

- ・災害時における災害規模や災害事象に応じた地域防災計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、職員の参集、情報伝達、避難支援、救助、避難者の受入等の訓練を実施し、地域防災力の向上に努めます。
- ・保育園、小学校、中学校及び社会福祉施設の管理者に対して、避難訓練の実施や避難確保計画の策定を支援し、要配慮者利用施設の避難対策を促進します。
- ・住民に対する防災研修や防災訓練等を通して、自主防災組織の活動の重要性や役割について啓発を行います。また、地域の防災リーダーを育成し、自主防災活動の支援を図るため、住民の防災士資格の取得助成を促進します。

#### ②道路ネットワークの整備

- ・重要な役割を担っている幹線道路について、歩道及び広い幅員の確保、道路排水施設の整備等、道路の整備を促進するよう必要に応じて国、県に要請します。
- ・迅速な避難や被害の低減のために、市街地における幅員の狭い道路の拡幅整備を検討します。

#### ③避難のための備えや情報提供

- ・避難所等を長期にわたって使用することを想定し、避難所施設の機能を整備します。具体的には、安全性の向上とともに、防災拠点・生活の場としての機能向上のため、非常用電源や空調設備、非構造部材、トイレなどの整備及び更新を検討します。
- ・住民に対し、災害発生の危険性を周知するとともに、災害発生時に住民が的確な避難行動を行えるよう、災害に関する知識並びに災害発生時における避難行動等について、広報紙、ハザードマップ、防災研修等により、正しい防災知識の普及を推進します。
- ・住民等に対する気象警報等の緊急情報を確実かつ迅速に伝達するための手段として、防災行政無線のさらなる高度化を検討します。
- ・避難計画の作成にあたっては、夜間等様々な条件を考慮して進めることとし、地域防災計画等と連携した避難対応の整理が図られるように取り組みます。

#### 【参考】「流域治水」の基本的な考え方

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。



出典：「流域治水」の基本的な考え方（国土交通省）から抜粋

#### 4. 各取組のスケジュール

種別		取組内容	主体	スケジュール		
				短	中	長
低減 (ハード)	水害対策	河道掘削	県・町	→		
		河川改修	県・町	→		
	土砂災害対策	予防・防止工事の推進	国・県・町	→		
		がけ地周辺建築物の安全対策	国・県・町	→		
		体制の充実	県・町	→		
	道路ネットワークの整備	道路整備の促進	国・県・町	→		
		幅員の狭い道路の拡幅整備	県・町	→		
	避難のための備え	避難所施設の機能の整備	町	→		
	低減 (ソフト)	水害対策	河川施設の被害の想定、点検の実施	県・町・住民	→	
洪水ハザードマップの更新			県・町	→		
避難情報等の伝達、関係機関及び職員等の動員、水防資機材の輸送、避難等の訓練			県・町・住民	→		
ハザードマップを活用した訓練			県・町・住民	→		
地域防災力の向上		地域防災計画の習熟	町・住民	→		
		自主防災組織の活動促進 防災リーダーの育成	県・町・住民	→		
情報提供		防災知識の普及	国・県・町・住民	→		
		情報伝達手段の多重化	国・県・町・住民	→		
要配慮者利用施設の避難対策		避難訓練の実施 避難確保計画の策定支援	県・町・住民	→		

# 第11章 目標値と評価方法の設定

## 第1節 目標値の設定

本計画の必要性や妥当性を町民等の関係者に客観的かつ定量的に提示するため、本計画の推進により実現を目指す指標を設定し、期待される効果を検討します。

### 1. 居住誘導に関する目標値

人口の集約化の進展を把握するため、居住誘導区域における人口密度を目標指標とします。

表 居住誘導区域に関する目標値の設定

目標指標	現況値 令和2年 (2020年)	目標値 令和27年 (2045年)	備考
居住誘導区域における人口密度	26.7人/ha	20.0人/ha	国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」より算出 14.1人/ha(令和27年(2045年))
期待される効果	現況値 令和4年 (2022年)	目標値 令和27年 (2045年)	備考
【町民アンケート】 住みやすいまちだと思う割合 ※「とても住みやすい」「ある程度住みやすい」の計	78.4%	現況値以上	基本計画の内容を検討するにあたり、計画策定の資料とすることを目的とするアンケート(4年ごとに実施)

#### 【目標値の考え方】

令和27年(2045年)の居住誘導区域における人口密度は14.1人/haと推計されますが、本計画に基づく各種施策の推進により居住誘導区域内への居住の維持・誘導が推進されることに加え、今後の開発等により特に居住に寄与するエリアへの居住の増加が見込まれることを踏まえ、令和27年(2045年)の居住誘導区域における人口密度では20.0人/ha確保することを目指します。

## 2. 公共交通に関する目標値

鉄道の利用者の維持・増加の状況を把握するため、町内の無人駅を除く各駅の利用者数を目標指標とします。

表 公共交通に関する目標値の設定

目標指標	現況値 令和6年 (2024年)	目標値 令和27年 (2045年)	備考
鉄道駅の1日平均乗降人員	834人	現況値以上	平成27年から令和6年の10年間における平均値は976人
期待される効果	現況値 令和4年 (2022年)	目標値 令和27年 (2045年)	備考
【町民アンケート】 外出の時の移動に不自由を感じている人の割合	21.6%	現況値以下	基本計画の内容を検討するにあたり、計画策定の資料とすることを目的とするアンケート

### 【目標値の考え方】

人口の減少、高齢化が進行していく中、今後も引き続きデマンド交通等の公共交通と連携し、鉄道駅利用の回復・増加を目指し、令和27年（2045年）の鉄道駅の1日平均乗降人員を現況値以上と設定します。

## 3. 防災に関する目標値

地域の防災力を把握するため、自主防災組織の組織率を目標指標とします。

表 防災に関する目標値の設定

目標指標	現況値 令和6年 (2024年)	目標値 令和27年 (2045年)	備考
自主防災組織組織率	50.3%	82.1%	全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合
期待される効果	現況値 令和4年 (2022年)	目標値 令和27年 (2045年)	備考
【町民アンケート】 災害時の避難が難しいと考えている人の割合	9.7%	現況値以下	基本計画の内容を検討するにあたり、計画策定の資料とすることを目的とするアンケート

### 【目標値の考え方】

「一戸町総合計画後期基本計画 令和6年度評価実績報告書」にて掲げられている令和5年度から令和8年度の目標値の伸び率の相乗平均（0.023）より算出しました。令和8年度の目標値53.5%が毎年1.023%上昇を続ける場合、令和27年度には82.1%となります。

## 4. 財政に関する目標値

地域の財政状況を把握するため、一人当たり町税負担額を目標指標とします。

表 財政に関する目標値の設定

目標指標	現況値 令和6年 (2024年)	目標値 令和27年 (2045年)	備考
一人当たり町税負担額	143,440円	現況値以下	一般会計における町税（普通税、目的税（入湯税））の一人当たり負担額（年度末実績分）
期待される効果	現況値 令和4年 (2022年)	目標値 令和27年 (2045年)	備考
【町民アンケート】 住み続けたいと考えている人の割合 ※「ずっと住み続けたい」「当分住み続けたい」の計	72.4%	現況値以上	基本計画の内容を検討するにあたり、計画策定の資料とすることを目的とするアンケート

### 【目標値の考え方】

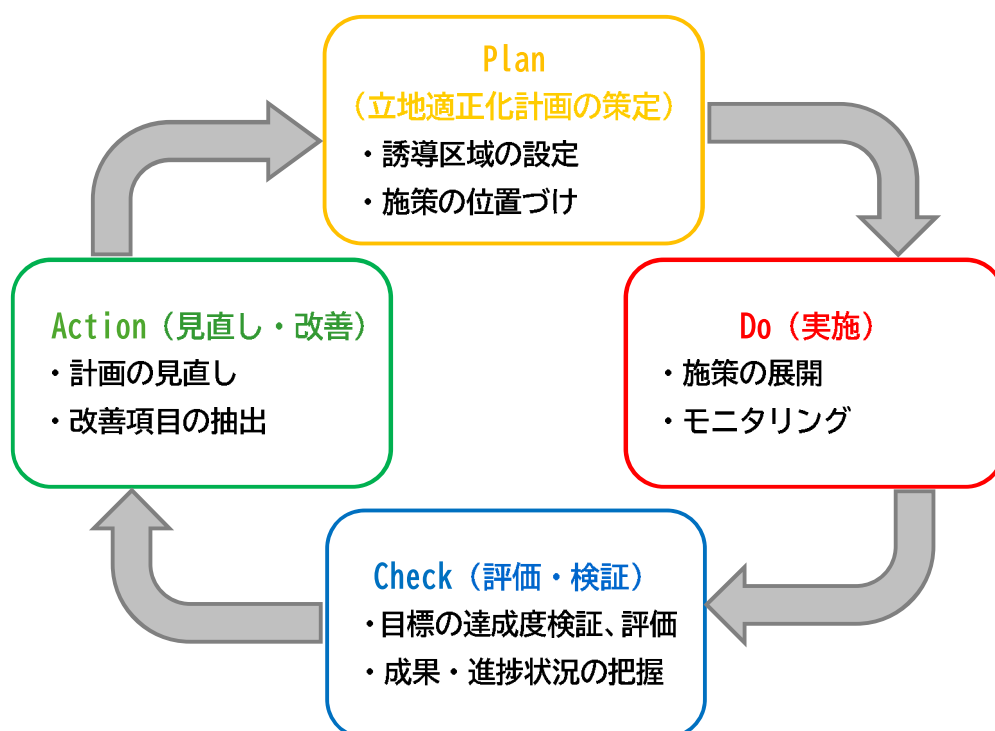
「一戸町財政状況の公表」として年に2回公表されているもののうち年度末（3月31日現在）時点の数値について、人口の減少、高齢化が進行していく中でも町税負担額の上昇を抑制することを目指し、令和27年（2045年）の一人当たり町税負担額を現況値以下と設定します。

## 第2節 評価方法の設定

本計画における施策・事業に基づいた効果的なまちづくりを進めていくには、計画の達成状況の確認や社会情勢の変化など、状況に応じて計画を適切に運用することが重要です。そのため、概ね5年毎に施策の実施状況や目標値の達成状況について調査、分析及び評価を行い、施策・事業等の見直しを図っていくこととします。

計画の評価は、居住誘導、公共交通、防災指針に関する目標値の達成状況、誘導施策や防災指針の具体的な取組の実施状況、届出制度の運用状況を把握しつつ行います。その結果に応じて、居住誘導、都市機能誘導に向けた施策について、継続実施、改善、新規追加等を検討します。

図 PDCAサイクルによる計画推進イメージ



## 第3節 その他取り組むべき事項

### 1. 空き家等の既存ストックの活用

空き家等の既存ストックについては『一戸町空き家等対策計画』において「空き家等対策における基本方針3 貴重な資源である空き家等や空き家等除却後の跡地の有効活用への取り組み」として掲載されている内容を踏まえて有効活用していく必要があります。

空き家等や空き家等除却後の跡地は、人が集まり地域に活力を与えるための貴重な資源となり、移住・定住などに寄与します。そのため、空き家等や空き家等除却後の跡地の有効活用を促進し、取り組みを進めます。

具体的な施策としては、関係団体等との連携、空き家バンクの実施、町独自の支援事業、農地付き空き家・空き地バンクの検討、空き家の改修等への補助制度、空き家等除却後の跡地有効活用促進の検討、外部への情報提供等に取り組んでいきます。

### 2. 地域公共交通計画の必要性

それぞれの特性を踏まえた拠点間を公共交通等のネットワークで結ぶことで持続可能なまちの実現を目指す「立地適正化計画」と両輪となる計画として地域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を目指す「地域公共交通計画」があります。

一戸町ではこの「地域公共交通計画」は策定していませんが、IGR いわて銀河鉄道の利用者の減少（特にコロナ禍での減少）や、バス路線の縮小などもありデマンド交通の必要性も検討されていることから、地域における公共交通について交通事業者等や住民などの地域の関係者と協議しながら、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにすることが重要と考えます。

地域公共交通計画はそのメリットとして、①地域公共交通政策の憲法となりうる、②まちづくり施策や観光施策との連携強化が図りやすい、③関係者間の連携強化が図られる、④交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化が図られる、⑤公共交通事業の継続性が確保されることが挙げられるため、早期の計画策定を検討します。

### 3. 公的不動産（PRE）の有効活用

今後の財政状況と公共施設等の更新を含む維持コストを考慮すると、公的不動産をこのまま保有し続けることは極めて難しく、その見直しが求められています。また、コンパクトなまちづくりには公的不動産を有効に活用することが重要となっています。

公的不動産の活用にあたっては、コンパクトシティ実現のため、民間サービスの活用も含めた公共施設の統廃合を進める一方、中心拠点や生活拠点では公共施設を維持し、必要に応じて更新するなどして公共施設の再編を図ります。

公共施設及び都市インフラ等については、公共施設等整備計画に基づき、必要な公共施設を都市機能誘導区域に適切に配置するとともに、都市インフラ等の整備に併せて移住・定住促進施策等も講ずることにより、居住誘導区域における人口密度の低下抑制を目指します。